

外務省共済組合 組合員の皆さまへ

2025年度版・外務省団体傷害保険制度

# ライフパッケージ

## 加入のご案内



かもめる



※2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時の契約に適用される割引です。団体割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従った割増引率が適用されます。

### インターネットでのお手続き方法

インターネットでお手続きいただく方は、右記二次元コードを読み取ってログインの上、お手続きください。詳細はパンフレットP46をご参照ください。

◆お手続き可能期間：【2024年12月1日(日)～2025年1月31日(金)】

◆URL：<https://lifepackage.jp/>



外務省共済組合

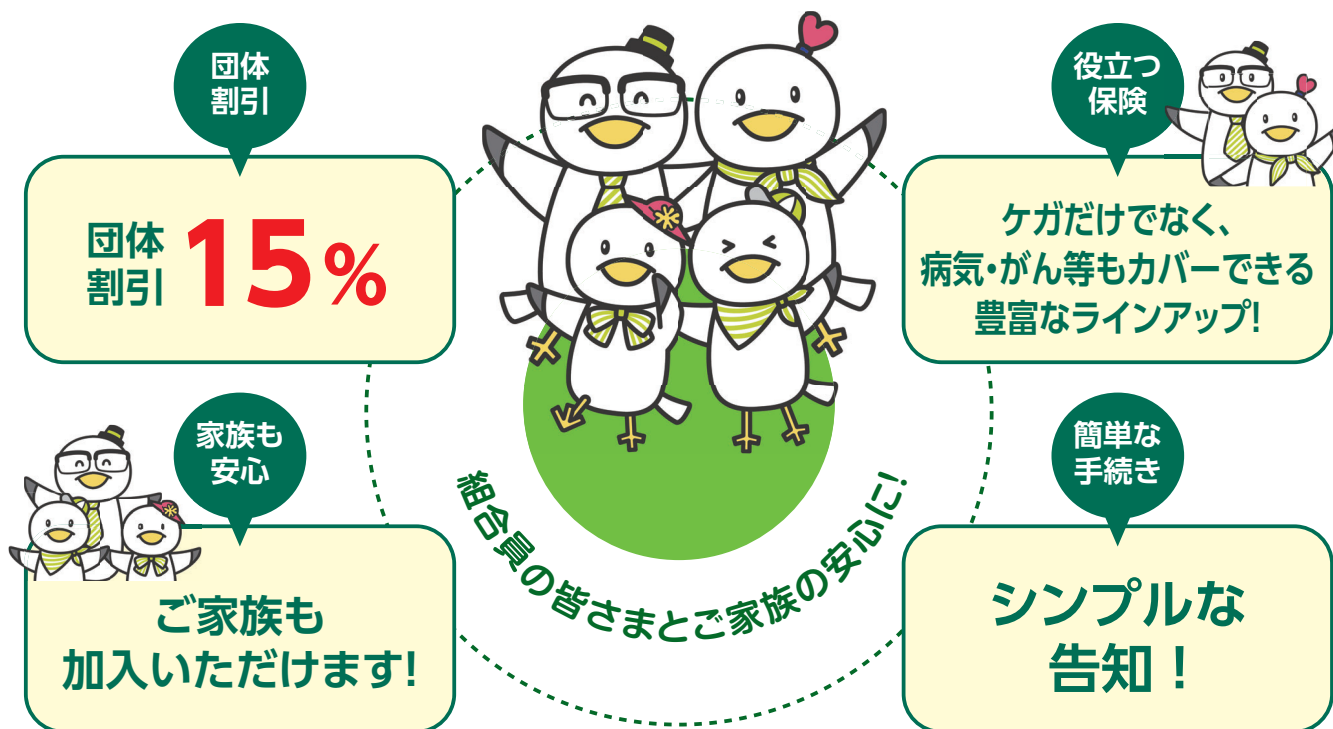
# ご存知ですか？

外務省

ライフ/パッケージ<sup>ハート</sup>は、

外務省共済組合の組合員とそのご家族のための  
制度保険です。

ライフパッケージ（外務省団体傷害保険制度）は、スケールメリットを活かした福利厚生制度です。  
ご加入や保険料のお支払いなどの手続きも、簡単・便利です。団体保険ならではのメリットを知って  
いただき、組合員の皆さまとご家族の生活設計にお役立てください。



## 重要なお知らせ

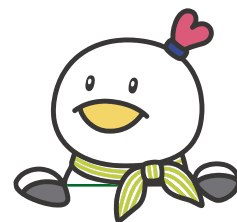
＼ 外務省専用のペットネーム・キャラクターを作成しました! ／

- 1 **ライフ/パッケージ**とは、保険でライフ（暮らし）の安心を思い描き、パッケージは「補償をセレクト」で表現しています。
- 2 海外勤務も多い外務省の特徴を勘案し、日本だけではなく、世界中の大海原を飛ぶ渡り鳥である「かもめ」をシンボルキャラクターとした、「かもめる」と言います。  
自由のシンボル（自由に補償をセレクト）、船にかもめがいる（保険に加入している）と幸福を運んでくる等の言い伝えもあり、縁起がよい鳥です。



かもめる

# の団体保険が **安い!!** ことを。



## 募集要項

申込  
締切日

**2025年1月31日(金)**

申込  
提出先

**福利厚生室公災・財形・保険班 (内線:2296) まで**

※本パンフレットP47に、育英費用プランの加入申込票記入例が  
ございます。

保険  
期間

**2025年4月1日午後4時から  
2026年4月1日午後4時まで 1年間**

払込  
方法

**2025年4月給与より毎月引き去り**

退職者・出向者は、外務省共済組合にお払込みいただきます。  
※詳細は、福利厚生室公災・財形・保険班までお問い合わせください。

## おすすめポイント

1

**長期所得プラン (S1・S2) には、  
『就業障害定義緩和 (三大疾病) 特約』  
が自動セットされています。**

三大疾病により働けなくなった場合、免責期間中の就業障害の  
定義を緩和することで、働きながら治療する方も、収入の減少が  
あった場合に補償を受けやすくなります。詳細は、パンフレット  
P14をご参照ください。

2

**育英費用プラン (Y) には、  
『本人のみ補償特約 (賠償責任条項用)』  
が自動セットされています。**

受託物賠償やアルバイト・インターンシップ遂行による損害賠償  
も補償となり、お子さまの万が一に備えることができます。詳細  
は、パンフレットP17をご参照ください。

3

**疾病補償に関する告知事項が  
男性・女性共通です。**

妊娠告知は不要です。がんプラン、先進医療プラン、親介護プラン、  
長期所得プランが対象です。健康状況告知質問事項の詳細  
は加入申込票をご参照ください。

## INDEX

|                |    |
|----------------|----|
| 制度概要           | P1 |
| 各プランのインフォメーション | P3 |

(必須加入)  
**ケガプラン** » P5

(単独加入可能)  
**がんプラン** » P7

(単独加入可能)  
**先進医療プラン** » P9

(オプション)  
**親介護プラン** » P11

(オプション)  
**長期所得プラン** » P13

(オプション)  
**日常生活賠償プラン** » P15

(オプション)  
**携行品損害プラン** » P16

(オプション)  
**育英費用プラン** » P17

保険金をお支払いする場合・  
保険金のお支払額・保険金をお  
支払いしない主な場合 P18

ご注意 P29

重要事項のご説明 P31

健康状況告知書ご記入の  
ご案内 P39

ご加入手続きについて・  
ご加入内容確認事項 P44

手続きのご案内・  
この保険・保険金請求について P45

インターネットによる  
手続きのご案内 P46

加入申込票記入例  
(育英費用プラン Y) P47

# 各プランのインフォメーション

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。

## 補償の一覧表

| 区 分                                       |                                |        | ケガ・病気のと看                                                                          |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
|-------------------------------------------|--------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|                                           |                                |        | 死亡・<br>後遺障害<br>(ケガのみ)                                                             | 入 院                                                                               | 通 院                                                                               | 手 術                                                                                | 特定感染症<br>による<br>後遺障害・<br>入院・通院                                                      | 特定感染<br>症による<br>葬祭費用                                                                | 天災に<br>よるケガ                                                                         | 入 院<br>(がん)                                                                         |
|                                           |                                |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
| い<br>ず<br>れ<br>か<br>必<br>須<br>加<br>入      | 個人プラン・<br>タイプA (ケガのみ)          | P5     | ●                                                                                 | ●<br>ケガのみ                                                                         | ●<br>ケガのみ                                                                         | ●<br>ケガのみ                                                                          |                                                                                     |                                                                                     | ●                                                                                   |                                                                                     |
|                                           | 家族プラン・<br>タイプB (ケガのみ)          | P6     | ●                                                                                 | ●<br>ケガのみ                                                                         | ●<br>ケガのみ                                                                         | ●<br>ケガのみ                                                                          |                                                                                     |                                                                                     | ●                                                                                   |                                                                                     |
|                                           | <b>+</b> 特定感染症<br>危険補償付<br>プラン | P5・6   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    | ●                                                                                   | ●<br>(AM1・BM2)<br>タイプのみ                                                             |                                                                                     |                                                                                     |
| 補<br>償<br>充<br>実<br>オ<br>プ<br>シ<br>ョ<br>ン | <b>+</b> 日常生活<br>賠償プラン         | P15・16 |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
|                                           | <b>+</b> 携行品損害<br>プラン          | P16    |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
|                                           | <b>+</b> 親介護<br>プラン            | P11・12 | ●                                                                                 |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     | ●                                                                                   |                                                                                     |
|                                           | <b>+</b> 育英費用<br>プラン           | P17    | ●                                                                                 |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     | ●                                                                                   |                                                                                     |
|                                           | <b>+</b> 長期所得<br>プラン           | P13・14 |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
| 単<br>独<br>加<br>入<br>可                     | がんプラン                          | P7・8   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     | ●                                                                                   |
| 単<br>独<br>加<br>入<br>可                     | 先進医療プラン<br>(病気補償)              | P9・10  |                                                                                   | ●<br>病気のみ<br>(特定感染症を含む)                                                           | ●<br>病気のみ<br>(特定感染症を含む)                                                           | ●<br>病気のみ<br>(特定感染症を含む)                                                            |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |

### ⚠ 注意点 〈国内外補償について〉

個人プラン、家族プラン、日常生活賠償プラン<sup>(\*)</sup>、携行品損害プラン、親介護プラン、育英費用プラン<sup>(\*)</sup>、長期所得プラン、がんプランは国内外問わず補償します。先進医療プランのうち先進医療費用保険金は日本国内で先進医療を受けた場合に限ります。

(\*) 一部の補償は国内のみです。

### ⚠ 注意点 〈支払限度日数等について〉

入院・通院の免責期間、支払対象期間、支払限度日数は以下の通りです。

- ・ 入院(傷害) 免責期間：なし、支払対象期間：180日、支払限度日数：180日
- ・ 通院(傷害・疾病共通) 免責期間：なし、支払対象期間：180日、支払限度日数：90日
- ・ 入院(疾病) 免責期間：なし、支払対象期間：1,095日、支払限度日数：180日

補償の一覧表です。ご加入にあたり参考にしてください。

[illegible]

長期所得プランに  
「妊娠に伴う身体障害補償特約」が自動セットされます!!

この特約は、被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害について保険金をお支払いする特約です。

(注1)「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットした場合も妊娠や出産そのものについては身体障害ではないため補償の対象外です。

(注2) 被保険者が女性の場合のみセットされます。





# ケガプラン

〈団体総合生活補償保険（標準型）〉

【必須加入】

15%  
割引

ケガで入院したとき等に保険金をお支払いする保険です。

## 【ご注意】

- ・先ずは、個人プラン（タイプA・AL1・AM1）または家族プラン（タイプB・BL2・BM2）にご加入ください。（がんプラン、先進医療プラン以外のプランにご加入するためにはケガプランにご加入いただく必要があります。）

## ＜日常生活のケガを補償（交通事故の場合、倍額補償）＞



公務中の事故によるケガ



駅構内でのケガ



スポーツ中のケガ



天災によるケガ  
(天災危険補償付)

など

## 個人プラン タイプA

### 加入できる家族

本人

配偶者・子ども

両親・兄弟姉妹

天災危険  
補償付

| タイプ          |               | A                                                 |
|--------------|---------------|---------------------------------------------------|
| 保険金額（1口あたり）  | 被保険者（補償の対象者）  | 本人                                                |
|              | 傷害死亡・後遺障害保険金額 | 260万円（交通事故の場合：520万円）                              |
|              | 傷害入院保険金日額     | 1,500円（交通事故の場合：3,000円）                            |
|              | 傷害手術保険金       | 入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍の額<br>入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍の額 |
|              | 傷害通院保険金日額     | 1,000円（交通事故の場合：2,000円）                            |
| 月払保険料（1口あたり） |               | 990円                                              |
| 加入限度口数       |               | 1人あたり5口まで※1                                       |

## 特定感染症危険補償付プラン

- タイプAL1は、タイプAに『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』をセットしたものです。
- タイプAM1は、タイプAに『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』・『特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約』をセットしたものです。

☆それぞれの特約の詳細については、P19をご覧ください。

- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は「交通事故の上乗せ部分<sup>(\*)</sup>」にはセットされません。

(\*)「交通事故の上乗せ部分」＝「交通事故の場合」記載の保険金額－枠囲み部分の保険金額

| タイプ                         | AL1                         | AM1                               |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 特定感染症による葬祭費用※3<br>(300万円限度) | なし                          | あり                                |
| 月払保険料（1口あたり）                | 1,030円<br>(内訳：タイプA990円＋40円) | 1,050円<br>(内訳：タイプA990円＋40円＋20円※2) |
| 加入限度口数                      | 1人あたり5口まで※1                 |                                   |

※1 タイプA・AL1・AM1、B・BL2・BM2 両方にご加入の方は、1人あたり合計5口が限度になります。

※2 特定感染症による葬祭費用部分の保険料は口数にかかわらず20円になります。

※3 特定感染症による葬祭費用部分の保険金額は口数にかかわらず300万円となります。

# 家族プラン タイプB

## 加入できる家族

本人

配偶者・子ども

両親・兄弟姉妹

天災危険  
補償付

| タイプ          |               | B                                                                                    |                                                                                         |                                                                                        |
|--------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金額（1口あたり）  | 被保険者（補償の対象者）  | 本人  | 配偶者  | 親族  |
|              | 傷害死亡・後遺障害保険金額 | 260万円<br>(交通事故の場合:520万円)                                                             | 100万円<br>(交通事故の場合:200万円)                                                                | 70万円<br>(交通事故の場合:140万円)                                                                |
|              | 傷害入院保険金日額     | 1,500円<br>(交通事故の場合:3,000円)                                                           | 1,000円<br>(交通事故の場合:2,000円)                                                              | 1,000円<br>(交通事故の場合:2,000円)                                                             |
|              | 傷害手術保険金       | 入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍の額<br>入院中以外の手術:傷害入院保険金日額の5倍の額                                    |                                                                                         |                                                                                        |
|              | 傷害通院保険金日額     | 1,000円<br>(交通事故の場合:2,000円)                                                           | 500円<br>(交通事故の場合:1,000円)                                                                | 500円<br>(交通事故の場合:1,000円)                                                               |
| 月払保険料（1口あたり） |               | 2,020円                                                                               |                                                                                         |                                                                                        |
| 加入限度口数       |               | 1人あたり5口まで※1                                                                          |                                                                                         |                                                                                        |

## 特定感染症危険補償付プラン

- タイプBL2は、タイプBに『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』をセットしたものです。
- タイプBM2は、タイプBに『特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約』・『特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約』をセットしたものです。
- ☆それぞれの特約の詳細については、P19をご覧ください。
- 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は「交通事故の上乗せ部分(\*)」にはセットされません。
- (\*)「交通事故の上乗せ部分」＝「交通事故の場合」記載の保険金額－枠内み部分の保険金額

| タイプ                              | BL2                            | BM2                                  |
|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 特定感染症による葬祭費用※3<br>(1名につき300万円限度) | なし                             | あり                                   |
| 月払保険料（1口あたり）                     | 2,120円<br>(内訳:タイプB2,020円+100円) | 2,200円<br>(内訳:タイプB2,020円+100円+80円※2) |
| 加入限度口数                           | 1人あたり5口まで※1                    |                                      |

※1 タイプA・AL1・AM1、B・BL2・BM2 両方にご加入の方は、1人あたり合計5口が限度になります。

※2 特定感染症による葬祭費用部分の保険料は口数にかかわらず80円になります。

※3 特定感染症による葬祭費用部分の保険金額は口数にかかわらず300万円となります。

- 個人プラン、家族プランともに職種級別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)家族型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

## このような場合にお役に立ちます！

### 特定感染症に罹患して14日間入院したケース

#### お支払いする保険金

- タイプAL1に2口ご加入の場合  
特定感染症による入院保険金

$$1,500円 \times 2口 \times 14日 \\ = 4万2千円$$



### 特定感染症に罹患してお亡くなりになったケース

#### お支払いする保険金

- タイプBM2にご加入の場合  
(補償の対象者:本人)  
特定感染症による葬祭費用保険金  
300万円を限度※に葬祭費用を  
お支払いします。

※口数にかかわらず300万円が限度となります。





## 「がんの治療と仕事の両立」をサポートします。

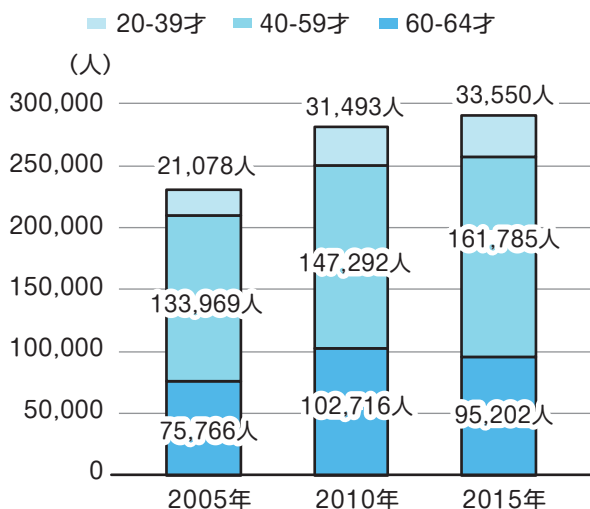
働き盛りの今だから向き合いたい もしも、がんで働けなくなったら——



治療費も心配だけど、仕事は？ もし働けなくなったら収入は…そして家族はどうなるのだろう？  
がんのリスクについて、データをみてみましょう。

### 働く世代のがん罹患数 (推定) の推移

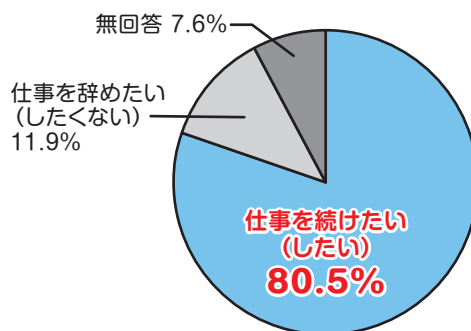
働く世代のがん罹患数は年々増加しています。



国立がん研究センターがん情報サービス  
「がん登録・統計」から作成

### がん患者の就労の意向

がんになっても仕事を続けたいと答えた人が8割を超えています。



#### 仕事を続けたい (したい) 主な理由

- 家庭の生計を維持するため……………72.5%
- 働くことが自身の生きがいであるため……………57.4%
- がんの治療代を賄うため……………44.5%

東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書 (平成26年5月) から作成

## 加入できる家族

本人

配偶者・子ども

両親・兄弟姉妹

おすすめ!!



がんで入院したとき  
1,095日以内180日限度



がんで通院したとき  
180日以内90日限度



がんにより手術を受けた場合



がんにより放射線治療を受けた場合



がんと診断され、治療を開始したとき



約款所定の抗がん剤による治療を受けたとき  
(上皮内新生物は対象外となります)

## がんプラン タイプC

●被保険者(補償の対象者)本人となれる方の範囲については、P29、P35をご覧ください。

| タイプ              |                                           | C 1                                                                                          | C 2          |
|------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 入院(がん)<br>初日から補償 | がんで入院したとき 1,095日以内180日限度                  | 1日につき 3,000円                                                                                 | 1日につき 5,000円 |
| 通院(がん)           | がんで通院したとき<br>(入院前後の通院を補償) 180日以内*190日限度   | 1日につき 1,500円                                                                                 | 1日につき 2,500円 |
| 手術(がん)           | がんにより手術を受けた場合                             | 入院中 30,000円                                                                                  | 50,000円      |
|                  |                                           | 入院中以外 15,000円                                                                                | 25,000円      |
| 放射線治療(がん)        | がんにより放射線治療を受けた場合*2                        | 30,000円                                                                                      | 50,000円      |
| がん診断<br>待機期間なし   | がんと診断され治療を開始したとき                          | 100万円                                                                                        | 100万円        |
| 抗がん剤治療           | 約款所定の抗がん剤による治療を受けたとき<br>(上皮内新生物は対象外となります) | 抗がん剤治療を受けた月ごとに 1か月 5万円(注)<br>以下以外の約款所定の抗がん剤による治療の場合 2倍<br>乳がん、前立腺がんの内分泌療法(ホルモン療法)による治療の場合 1倍 |              |

\*1 疾病通院保険金は、疾病入院開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のために通院された場合と、疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(支払対象期間:180日)にお支払いします。

\*2 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療は支払対象外です。

| 月払保険料表<br>(2025年4月1日<br>時点の満年齢) | 満年齢        | C 1    |        | C 2    |        |
|---------------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|
|                                 |            | 男 性    | 女 性    | 男 性    | 女 性    |
|                                 | 生後15日 ~ 4才 | 140円   | 290円   | 160円   | 310円   |
|                                 | 5 ~ 9才     | 130円   | 280円   | 140円   | 290円   |
|                                 | 10 ~ 14才   | 110円   | 260円   | 120円   | 270円   |
|                                 | 15 ~ 19才   | 110円   | 260円   | 120円   | 270円   |
|                                 | 20 ~ 24才   | 120円   | 270円   | 130円   | 280円   |
|                                 | 25 ~ 29才   | 210円   | 570円   | 220円   | 580円   |
|                                 | 30 ~ 34才   | 330円   | 950円   | 360円   | 980円   |
|                                 | 35 ~ 39才   | 560円   | 1,110円 | 600円   | 1,150円 |
|                                 | 40 ~ 44才   | 840円   | 2,300円 | 900円   | 2,360円 |
|                                 | 45 ~ 49才   | 1,170円 | 3,810円 | 1,260円 | 3,900円 |
|                                 | 50 ~ 54才   | 1,900円 | 4,840円 | 2,060円 | 5,000円 |
|                                 | 55 ~ 59才   | 3,160円 | 5,620円 | 3,400円 | 5,860円 |
|                                 | 60 ~ 64才   | 5,760円 | 7,130円 | 6,140円 | 7,510円 |
|                                 | 65 ~ 69才   | 8,200円 | 8,560円 | 8,770円 | 9,130円 |

### (注) 抗がん剤治療の注意点

- ① 保険期間中に開始した抗がん剤治療が補償対象となります。
  - ② 保険金の支払いが限度額に達した場合、その治療に対する保険金の支払いは終了します。
  - ③ 先進医療に該当するものは補償の対象になりませんので、先進医療プランのご加入をご検討ください。
  - ④ 通院による抗がん剤治療も補償されます。
  - ⑤ 保険期間を通じて抗がん剤治療保険金のお支払いは、抗がん剤治療保険金額の120倍を限度とします。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

このような場合にお役に立ちます! (がんプラン タイプC2にご加入の場合)

### 乳がんと診断され入院中に手術を受け 20日入院したケース

#### お支払いする保険金

- ・ 疾病入院保険金  
5,000円×20日 = 10万円
- ・ 疾病手術保険金  
= 5万円
- ・ がん診断保険金  
= 100万円

合計 115万円



### 胃がんと診断され、3年間通院して約款所定の 抗がん剤治療を受けた場合

#### お支払いする保険金

- ・ 抗がん剤治療保険金  
10万円×36か月 = 360万円
- ・ がん診断保険金  
= 100万円

合計 460万円





# 先進医療プラン

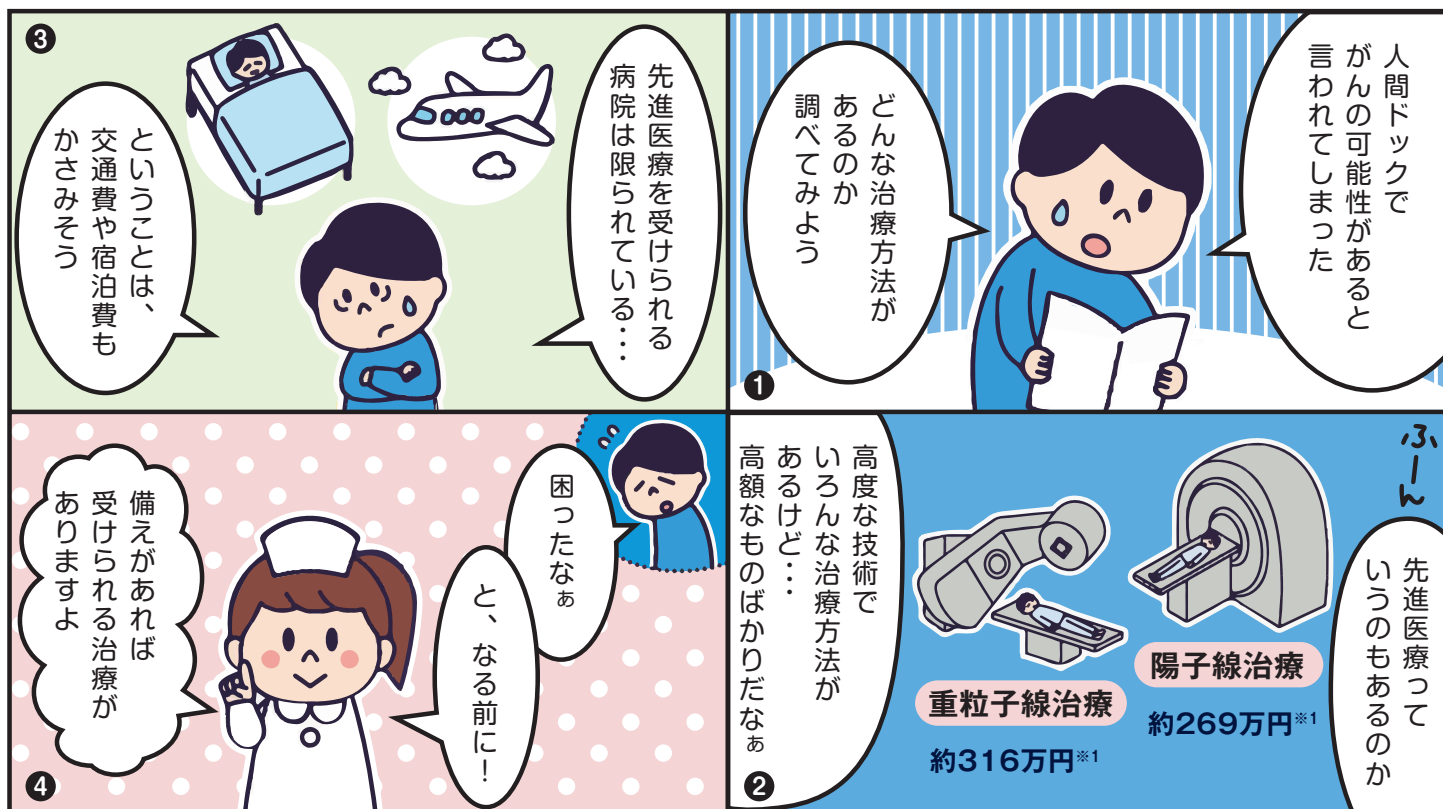
【単独加入可能!】

〈団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 〉

15%  
割引

## 公的医療保険の対象外となる先進医療に要する費用 (技術料) 等を補償します。

- 先進医療に要する費用 (技術料) はもちろん、先進医療を受けるための医療機関との間の交通費や先進医療を受けるための宿泊費 (1泊につき1万円限度) についても「実費払」で補償します。
- これにより高額になりがちな先進医療を経済的にも安心して受けられ、治療に専念することができます。

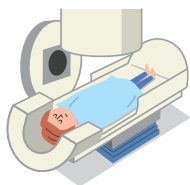


### POINT 01

### 先進医療に要する費用を補償

たとえば、がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担は

約 **316** 万円 ※1



その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。(各先進医療によって自己負担は異なります。)

陽子線治療

子宮内膜刺激術

など

### POINT 02

### 先進医療を受けるための交通費・宿泊費も補償

先進医療を受けられる医療機関は限られており、治療費に加えて交通費・宿泊費の負担も考えなければなりません。たとえば、重粒子線治療を実施している医療機関は全国で7病院に限られます。※2



(山形県・群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県)

補償する交通費・宿泊費とは...

- ・ 先進医療を受けるための病院等との間の往復交通費
- ・ 先進医療を受けるための宿泊費 (1泊につき1万円が限度)

◆「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの (先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるもの) に限ります。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

※1 令和4年12月8日 厚生労働省「第117回先進医療会議」資料「令和4年度実績報告 (令和3年7月1日～令和4年6月30日)」より

※2 令和5年4月1日現在 厚生労働省ホームページより

## 加入できる家族

本人

配偶者・子ども

両親・兄弟姉妹

おすすめ!!



## 先進医療プラン タイプE

- 被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲については、P29、P35をご覧ください。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

| タイプ              |                           |                | E 1          | E 2           |
|------------------|---------------------------|----------------|--------------|---------------|
| 入院（病気）<br>初日から補償 | 病気で入院したとき                 | 1,095日以内180日限度 | 1日につき 5,000円 | 1日につき 10,000円 |
| 通院（病気）           | 病気で通院したとき<br>（入院前後の通院を補償） | 180日以内*1 90日限度 | 1日につき 2,500円 | 1日につき 5,000円  |
| 手術（病気）           | 病気で手術を受けた場合               | 入院中            | 50,000円      | 100,000円      |
|                  |                           | 入院中以外          | 25,000円      | 50,000円       |
| 放射線治療（病気）        | 病気により放射線治療を受けた場合*2        |                | 50,000円      | 100,000円      |
| 先進医療費用           | 病気・ケガで日本国内において先進医療を受けたとき  |                | 1,000万円      | 1,000万円       |

※1 疾病通院保険金は、疾病入院開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のために通院された場合と、疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合（支払対象期間：180日）にお支払いします。

※2 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療は支払対象外です。

| 月払保険料表<br>（2025年4月1日<br>時点の満年齢） | 満年齢        | E 1    | E 2    |
|---------------------------------|------------|--------|--------|
|                                 | 生後15日 ～ 4才 | 630円   | 1,180円 |
|                                 | 5 ～ 9才     | 490円   | 910円   |
|                                 | 10 ～ 14才   | 280円   | 470円   |
|                                 | 15 ～ 19才   | 280円   | 490円   |
|                                 | 20 ～ 24才   | 400円   | 730円   |
|                                 | 25 ～ 29才   | 570円   | 1,080円 |
|                                 | 30 ～ 34才   | 730円   | 1,400円 |
|                                 | 35 ～ 39才   | 790円   | 1,510円 |
|                                 | 40 ～ 44才   | 840円   | 1,610円 |
|                                 | 45 ～ 49才   | 1,090円 | 2,100円 |
|                                 | 50 ～ 54才   | 1,480円 | 2,890円 |
|                                 | 55 ～ 59才   | 2,070円 | 4,070円 |
|                                 | 60 ～ 64才   | 3,060円 | 6,040円 |
|                                 | 65 ～ 69才   | 4,760円 | 9,460円 |

## 先進医療費用保険金補償特約はキャッシュレスサービスの利用が可能です!!

- お客さまに変わり、先進医療に要する費用を医療機関へ直接支払うことが可能なため、自己負担なく治療を受けることが可能です。\*

\*直接支払いをご希望の場合は、先進医療を受けられる前に引受保険会社へご連絡およびお支払いに必要となる書類をご提出いただく必要があります。なお、お支払いのための内容確認にお時間を要する場合や、直接支払いの実施を医療機関に同意していただけない場合など、ご利用いただけない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### <キャッシュレスサービスのイメージ図>

おすすめ  
ポイント

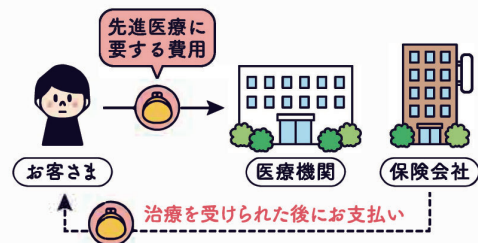
### 先進医療費用保険金補償特約



先進医療に要する費用は、高額になるケースもあるので、保険金として直接病院等へお支払いをすることで、経済的にも安心して治療に専念することができます。

### 通常

通常、保険金のご請求は治療実施後であり、引受保険会社から保険金をお支払いする前に、お客さまご自身が先進医療に要する費用をご負担いただく必要がございます。





# 親介護プラン

〈団体総合生活補償保険 (MS&AD型)〉

【オプション】

15%  
割引

ケガプラン「個人プランタイプA」または「家族プランタイプB」にご加入のうえ、ニーズにあわせて下記補償をお選びください。

病気やケガで親御さまが要介護3以上など約款所定の状態となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合、300万円の一時金をお支払いします。

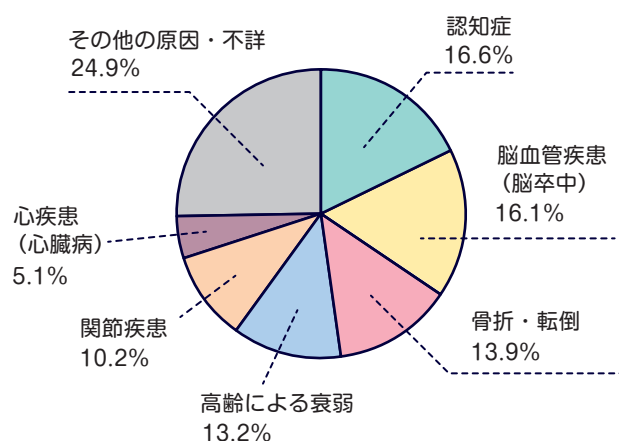


このように、要介護状態は突然はじまります。  
要介護になる原因やリスクについて、データを見ながら考えてみましょう。

## 要介護になる原因は？

第1位は「認知症」です。脳血管疾患、骨折・転倒、関節疾患などで、介護が必要な高齢者も増えています。

介護が必要になった原因

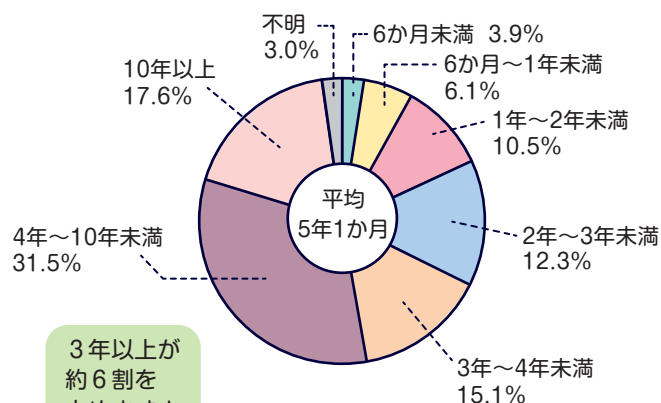


厚生労働省「国民生活基礎調査」／2022年から作成

## 介護はいつまで続く？

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。

介護期間の割合



3年以上が  
約6割を  
占めます！

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／令和3年度から作成

## 加入できる家族

本人

配偶者

こども・両親・  
兄弟姉妹

## 親介護の対象となる方（特約被保険者になれる方）

本人

配偶者・こども・  
兄弟姉妹

両親

## 介護費用はいくらぐらい必要？

### 介護にかかる費用の平均

介護に要した費用（公的介護保険サービスの自己負担費用を含む）は、住宅改造や介護用ベッドの購入などの一時費用の

合計が **平均74万円**、月々の費用が **平均8.3万円** となっています。

### 例えば

（一時費用）**74万円** + （月々の費用）**8.3万円**  
× 5年1か月 = **580万円**

### 在宅介護の例（要介護3、1割負担のAさんの場合）

2023年10月現在



訪問看護／医療的管理  
（1時間未満・月5回）

41,050円



訪問介護／身体介助  
（1時間未満・月14回）

50,290円



デイケア（7時間未満・月13回）  
通所リハビリテーション

131,820円



その他  
・ショートステイ（月4回）  
・福祉用具貸与

62,720円

※上記以外にデイケアの食費（550円×13回）とショートステイの滞在費・食費（2,500円×4日）が介護保険対象の費用として発生します。

介護にかかった費用の合計

**285,880円**※／月 要介護度別の支給限度額（要介護3 270,480万円）

### Aさんの毎月の自己負担額

（自己負担1割）  
27,048円 + （支払限度額超過分）  
15,400円 + （介護保険対象外）  
17,150円 = **59,598円**

生命保険文化センター「リスクに備えるための生活設計～実際にかかる介護費用はどれくらい？～」／2023年10月現在

| タイプ                                               | G<br>（個人・家族プラン共通） |
|---------------------------------------------------|-------------------|
| 傷害死亡・後遺障害<br>保険金額<br>（ご本人さまの補償）<br><b>天災危険補償付</b> | <b>100万円</b>      |
| 月払保険料                                             | 130円              |

+

| タイプ                    | G<br>（個人・家族プラン共通） |
|------------------------|-------------------|
| 親介護一時金額<br>特約被保険者1名あたり | <b>300万円</b>      |
| 月払保険料／<br>親御さまの満年齢     | 30～34才 20円        |
|                        | 35～39才 20円        |
|                        | 40～44才 20円        |
|                        | 45～49才 50円        |
|                        | 50～54才 100円       |
|                        | 55～59才 220円       |
|                        | 60～64才 490円       |
|                        | 65～69才 1,110円     |
|                        | 70～74才 2,460円     |
|                        | 75～79才 5,360円     |
|                        | 80～84才 13,730円    |
| 加入限度口数                 | 親御さま1人あたり1口       |

1分で分かる！



ぜひご覧ください！  
「親介護リスク」  
についての動画です。



- 親介護一時金支払特約の特約被保険者の範囲は、外務省共済組合員本人（69才までの退職者の方を含みます。）またはその配偶者の親御さま（姻族を含みます。ただし最大2名までとします。）となります。
- 親御さまは、2025年4月1日時点で満84才までご加入いただけます。
- 年令は、2025年4月1日時点での親御さまの満年齢となります。
- 被保険者ご本人（被保険者ご本人とは外務省共済組合員本人（69才までの退職者の方を含みます。）またはその配偶者となります。）がご加入することで、親御さまは、親介護一時金支払特約のみに特約被保険者となることができます。
- 親介護一時金支払特約は、介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。
- 健康状態に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます（被保険者ご本人が特約被保険者の回答を代理して告知を行います。）。「はい」がある場合には、ご加入をお引き受けすることはできません。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



# 長期所得プラン【オプション】

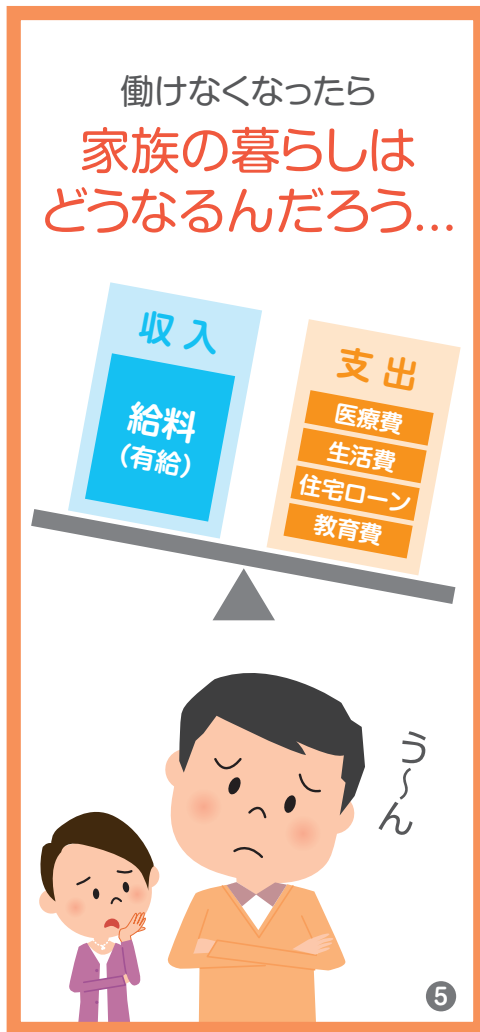
〈団体長期障害所得補償保険〉

15%  
割引

ケガプラン「個人プランタイプA」または「家族プランタイプB」にご加入のうえ、ニーズにあわせて下記補償をお選びください。

病気やケガで働けなくなった時に収入の減少を長期に渡り補償し、職員の皆さまの生活をサポートします。

働き盛りの今だから向き合いたい「働けなくなる」というリスク——



## 働けなくなった場合の補償と、他の保険の関係

- 死亡した ..... 生命保険
- 入院・手術等 ..... 医療保険
- 要介護 ..... 介護保険
- 働けなくなった ..... **GLTD**



GLTDは働けなくなるリスクに  
継続する金銭的な支出に  
備えることができます。

### 働けなくなるリスクと死亡するリスクの比較

「働けなくなるリスク」は「死亡するリスク」よりも経済的な影響は大きいといえます。

| 働けなくなるリスク      |       | 死亡するリスク        |
|----------------|-------|----------------|
| 返済が <b>継続</b>  | 住宅ローン | 団体信用生命保険により完済  |
| 引き続き <b>必要</b> | 生活費   | 本人分は不要         |
| 引き続き <b>必要</b> | 教育費   | 引き続き <b>必要</b> |
| さらに <b>必要</b>  | 医療費   | 不要             |

## 加入できる家族

本人

配偶者・子ども

両親・兄弟姉妹

## ●「就業障害定義緩和（三大疾病）特約」が自動セットされています。

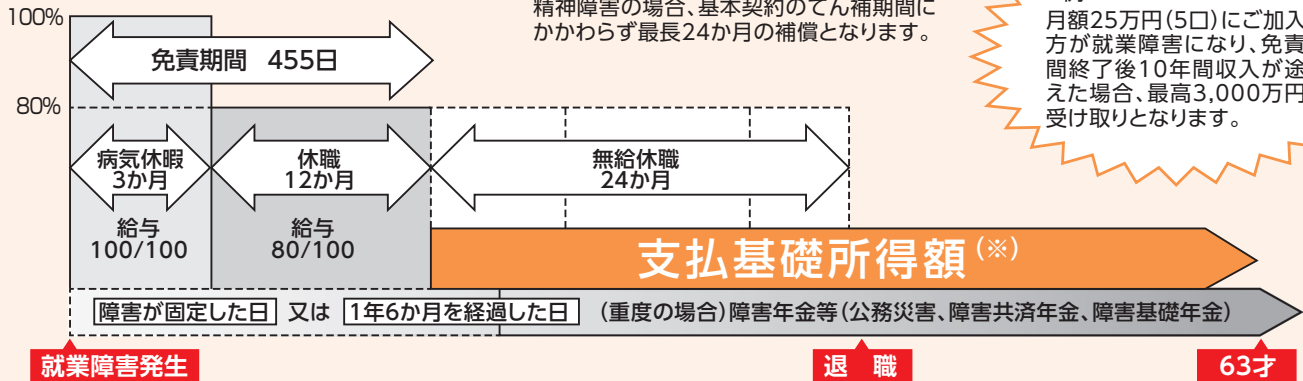
三大疾病の場合の免責期間中の就業障害の定義を緩和し、身体障害が継続し、就業時間内の定期的な通院等で「業務に一部従事できない」場合でも補償対象となります。

### ～補償内容のイメージ～

●下記の図は休職規程の概略を示したものです。  
(※) 保険金は所得喪失率に応じて決定されます。  
精神障害の場合、基本契約のてん補期間にかかわらず最長24か月の補償となります。

<例>

月額25万円(5口)にご加入の方が就業障害になり、免責期間終了後10年間収入が途絶えた場合、最高3,000万円の受け取りとなります。



(注) 傷病手当金・傷病手当金附加金が最大2年間給付されますが、傷病手当金・傷病手当金附加金が給付される期間も、免責期間(455日)終了後であれば、本保険の保険金支払期間となります。

### ■保険金支払対象期間(てん補期間)<免責期間455日>

てん補期間は63才に達した日(\*)の属する事業年度の末日までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。

(\*) 63才の誕生日の前日をいいます。

・精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

## 【ご加入プランと月払保険料】 <1口あたり：保険金額5万円>

・天災危険補償特約、精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ) セット、  
就業障害定義緩和(三大疾病) 特約セット(自動セット)

(加入限度口数:5口)

| 生年月日            | タイプ                 | S 1    |        |        |        |         | S 2    |        |        |        |         |
|-----------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
|                 | 月額保険金額<br>(支払基礎所得額) | 男 性    |        |        |        |         | 女 性    |        |        |        |         |
|                 | 年令                  | 5万円    | 10万円   | 15万円   | 20万円   | 25万円    | 5万円    | 10万円   | 15万円   | 20万円   | 25万円    |
| H12.4.2~H22.4.1 | 15~24才              | 395円   | 790円   | 1,185円 | 1,580円 | 1,975円  | 260円   | 520円   | 780円   | 1,040円 | 1,300円  |
| H7.4.2~H12.4.1  | 25~29才              | 420円   | 840円   | 1,260円 | 1,680円 | 2,100円  | 344円   | 688円   | 1,032円 | 1,376円 | 1,720円  |
| H2.4.2~H7.4.1   | 30~34才              | 492円   | 984円   | 1,476円 | 1,968円 | 2,460円  | 473円   | 946円   | 1,419円 | 1,892円 | 2,365円  |
| S60.4.2~H2.4.1  | 35~39才              | 624円   | 1,248円 | 1,872円 | 2,496円 | 3,120円  | 759円   | 1,518円 | 2,277円 | 3,036円 | 3,795円  |
| S55.4.2~S60.4.1 | 40~44才              | 890円   | 1,780円 | 2,670円 | 3,560円 | 4,450円  | 1,286円 | 2,572円 | 3,858円 | 5,144円 | 6,430円  |
| S50.4.2~S55.4.1 | 45~49才              | 1,312円 | 2,624円 | 3,936円 | 5,248円 | 6,560円  | 1,858円 | 3,716円 | 5,574円 | 7,432円 | 9,290円  |
| S45.4.2~S50.4.1 | 50~54才              | 1,749円 | 3,498円 | 5,247円 | 6,996円 | 8,745円  | 2,241円 | 4,482円 | 6,723円 | 8,964円 | 11,205円 |
| S40.4.2~S45.4.1 | 55~59才              | 1,654円 | 3,308円 | 4,962円 | 6,616円 | 8,270円  | 1,847円 | 3,694円 | 5,541円 | 7,388円 | 9,235円  |
| S37.4.2~S40.4.1 | 60~62才              | 2,252円 | 4,504円 | 6,756円 | 9,008円 | 11,260円 | 2,052円 | 4,104円 | 6,156円 | 8,208円 | 10,260円 |

●この保険で被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方の範囲は、外務省共済組合組合員本人に限りです。

(\*) ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●年令は、保険始期日である2025年4月1日時点での満年令で決まります。更新の場合は、毎年4月1日時点での満年令で決まります。

●5万円を1口として最大で5口まで加入できます。ただし、平均月間所得(ボーナス含む)の50%以下となるような口数でお申し込みください。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。

1分で分かる!



ぜひご覧ください!  
「働けなくなるリスク」  
についての動画です。





# 日常生活賠償プラン【オプション】

〈団体総合生活補償保険（標準型）〉

15%  
割引

ケガプラン「個人プランタイプA」または「家族プランタイプB」にご加入のうえ、ニーズにあわせて下記補償をお選びください。

日常の賠償事故をしっかりガードします！  
示談交渉サービス（国内）付で海外\*も補償されます。 \*一部の補償は国内のみです。

たとえばこんな時・・・

高額賠償のおそれ！



自転車で通行人にケガをさせた



漏水事故で階下の家財に損害を与えた



子どもがキャッチボールをしていて、他の子どもをケガをさせた

1分で分かる！

ぜひご覧ください！

「日常生活における賠償リスク」

についての動画です。



| タイプ※       | 個人プラン           | 家族プラン |
|------------|-----------------|-------|
|            | J 1             | J 2   |
| 日常生活賠償保険金額 | 1億円<br>(免責金額なし) |       |
| 月払保険料      | 130円            |       |
| 加入限度口数     | 1家族あたり1口        |       |

- 日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、P31をご覧ください。（「個人プラン」「家族プラン」の名称にかかわらず被保険者の範囲は同一です。）
- ※個人プランタイプA・家族プランタイプBの両方にご加入の方は、加入申込票の「J1」または「J2」のいずれかに○をしてください。（インターネット手続きが対象外の方に限ります。）
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

ご存知  
ですか

自転車賠償責任保険の加入義務化にも対応できます

自転車運転中に歩行者と衝突し、重度の後遺障害を負わせた場合、数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならないことがあります。

裁判  
事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。  
女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決容認額※

約9,521万円（神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決）



日常生活賠償プランへの加入で

1億円まで補償！



さらに 日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により引受保険会社が示談交渉をお引受けします。

（※）判決容認額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

| 個人プラン (J1) |         |         |
|------------|---------|---------|
| 加入できる家族    |         |         |
| 本人         | 配偶者・子ども | 両親・兄弟姉妹 |

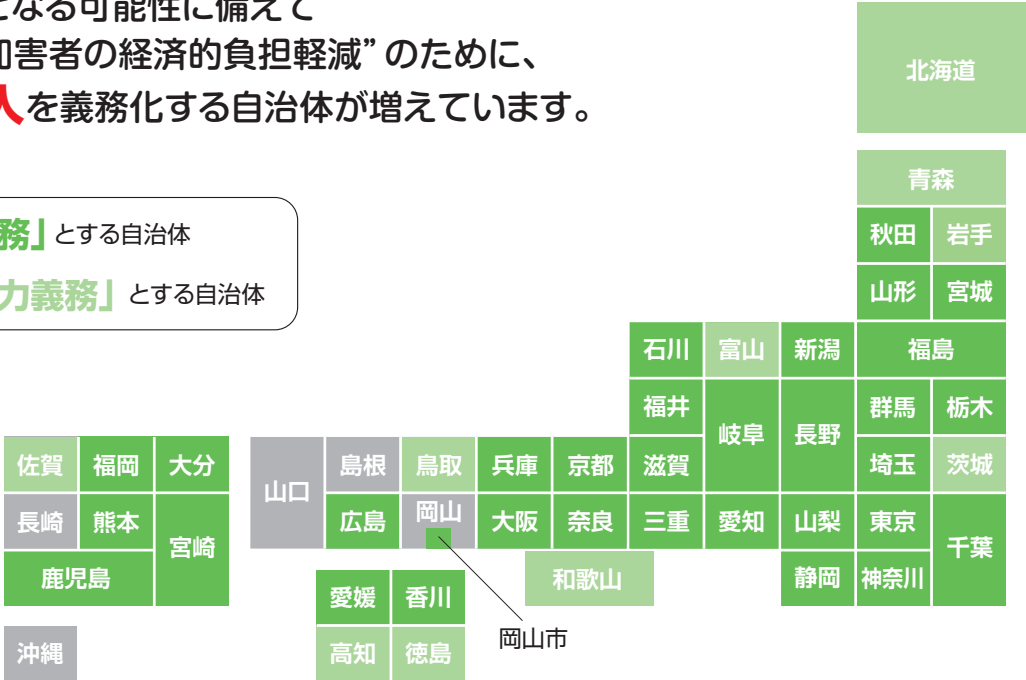
| 家族プラン (J2) |         |         |
|------------|---------|---------|
| 加入できる家族    |         |         |
| 本人         | 配偶者・子ども | 両親・兄弟姉妹 |

このような高額賠償となる可能性に備えて  
 “被害者の保護”と“加害者の経済的負担軽減”のために、  
**自転車保険の加入**を義務化する自治体が増えています。

加入を「義務」とする自治体

加入を「努力義務」とする自治体

【出典】国土交通省・地方  
 公共団体の条例の  
 制定状況(令和5年  
 4月1日現在)を基  
 に作成しました。



# 携行品損害プラン

【オプション】

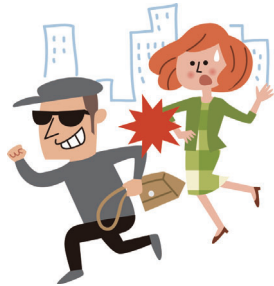
〈団体総合生活補償保険(標準型)〉

15%  
割引

ケガプラン「個人プランタイプA」または「家族プランタイプB」にご加入のうえ、ニーズにあわせて下記補償をお選びください。

外出先で携行品を破損したり、盗まれたとき等を補償します！

たとえばこんな時・・・



ハンドバッグをひったくられた

| タイプ           | 個人プラン                | 家族プラン    |
|---------------|----------------------|----------|
|               | K 1                  | K 2      |
| 携行品損害<br>保険金額 | 30万円<br>(免責金額3,000円) |          |
| 月払保険料         | 170円                 | 250円     |
| 加入限度口数        | 1人あたり1口              | 1家族あたり1口 |

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

| 個人プラン (K1) |         |         |
|------------|---------|---------|
| 加入できる家族    |         |         |
| 本人         | 配偶者・子ども | 両親・兄弟姉妹 |

| 家族プラン (K2) |         |         |
|------------|---------|---------|
| 加入できる家族    |         |         |
| 本人         | 配偶者・子ども | 両親・兄弟姉妹 |



# 育英費用プラン【オプション】

〈学生・こども総合保険〉

15%  
割引

ケガプラン「個人プランタイプA」または「家族プランタイプB」にご加入のうえ、ニーズにあわせて下記補償をお選びください。

親権者となっている扶養者がケガで死亡された場合や重度な後遺障害を負われた場合に、お子さまの育英費用として保険金をお支払いします。  
日常生活賠償プランではお支払対象外の「受託物の損壊」や「アルバイト・インターンシップ中の事故」なども補償されます。

●『本人のみ補償特約（賠償責任条項用）』が自動セットされています。

たとえばこんな時・・・



扶養者が  
ケガにより死亡



子どもが学校から借りた  
タブレット端末を  
壊してしまった



友人から借りたカメラを  
壊してしまった



うとうとしている間に  
友人から借りた  
ブランドバックを盗難された



アルバイト中に  
他人にケガさせてしまった

| タイプ                                        | Y<br>(個人・家族プラン共通)                                       |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 死亡・後遺障害保険金額<br>(お子さまの補償)                   | 100万円                                                   |
| 育英費用保険金額<br>(扶養者の補償)                       | 1,000万円                                                 |
| 賠償責任保険金額<br>本人のみ補償特約（賠償責任条項用）<br>(お子さまの補償) | 3,000万円                                                 |
| 月払保険料                                      | 690円                                                    |
| 加入限度口数                                     | 「保険期間の末日において満23才未満の方※」1人あたり1口<br>※ 2003年4月2日以降に生まれた方が対象 |

天災危険  
補償付

死亡・後遺障害および育英費用は地震もしくは噴火またはこれらによる津波等の天災危険によるケガの場合も補償します！（海外も補償）

## 加入できる家族

本人

配偶者・こども

両親・兄弟姉妹

## 本特約の対象となる方

本人

配偶者・両親・  
兄弟姉妹

こども

●上記育英費用プランは職種級別A(学生・生徒等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

●既にご加入の内容を変更してご継続される場合は「加入申込票」をご提出いただきます。

●育英費用プランはWEB申込(e-団体)の対象外です。新規申込や変更は「加入申込票」をご提出ください。

●被保険者(補償の対象者)本人となれる方の範囲については、P29・P33をご覧ください。

## 外務省共済組合／団体傷害保険について

※印を付した用語については、P27～P28の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

| 保険金の種類                 |                           | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                           | 保険金のお支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ケガプラン（団体総合生活補償保険（標準型）） | 傷害死亡保険金<br>★傷害補償（標準型）特約   | 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合<br>(注) ケガプランの交通事故の場合のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。                                                                                                                       | <b>【傷害死亡・後遺障害保険金額の全額】</b><br>(注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。<br>(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*<br>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ<br>●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ<br>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ<br>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ<br>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ<br>●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ<br>(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<br>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ<br>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの*<br>●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）<br>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎<br>●P26の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ<br>●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガなど |
|                        |                           | 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合<br>(注) ケガプランの交通事故の場合の上乗せ部分には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。                                                                                                    | <b>【傷害死亡・後遺障害保険金額】</b><br>×【約款所定の保険金支払割合(4%~100%)】<br>(注1) 政府防災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。<br>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。<br>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。<br>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 | ●家族型への変更に関する特約をセットする場合<br>上記に追加される事由<br>●P26の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ（交通事故危険のみ補償特約をセットする場合（ケガプランの交通事故の場合の上乗せ部分）は適用しません。）<br>上記から除外される事由<br>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                        | 傷害後遺障害保険金<br>★傷害補償（標準型）特約 | 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）<br>(注) ケガプランの交通事故の場合の上乗せ部分には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。                                                                                                         | <b>【傷害入院保険金日額】×【傷害入院の日数】</b><br>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。<br>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <交通事故危険のみ補償特約をセットする場合（ケガプランの交通事故の場合の上乗せ部分）><br>上記に追加される事由<br>●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ<br>●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ<br>●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ<br>●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ<br>●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガなど                                                                                                                                                                                                                                            |
|                        | 傷害入院保険金<br>★傷害補償（標準型）特約   | 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。）<br>(注1) ケガプランの交通事故の場合の上乗せ部分には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。                                                                                                        | <b>【傷害入院保険金日額】×【傷害入院の日数】</b><br>① 入院*中に受けた手術*の場合<br><b>【傷害入院保険金日額】×【10】</b><br>② ①以外の手術の場合<br><b>【傷害入院保険金日額】×【5】</b><br>(注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ<br>上記から除外される事由<br>●P26の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ<br>●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                        | 傷害手術保険金<br>★傷害補償（標準型）特約   | 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合<br>(注) ケガプランの交通事故の場合の上乗せ部分には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。                                                                                                 | <b>【傷害入院保険金日額】×【10】</b><br>② ①以外の手術の場合<br><b>【傷害入院保険金日額】×【5】</b><br>(注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                        | 傷害通院保険金<br>★傷害補償（標準型）特約   | 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。）<br>(注1) ケガプランの交通事故の場合の上乗せ部分には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。<br>(注2) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとしなします。 | <b>【傷害通院保険金日額】×【傷害通院の日数】</b><br>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。<br>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。<br>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 保険金の種類                               |                                                        | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 保険金のお支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ケガプラン・特定感染症危険補償付プラン（団体総合生活補償保険（標準型）） | 特定感染症による後遺障害保険金<br>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 | 保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>【傷害死亡・後遺障害保険金額】</b><br>×【約款所定の保険金支払割合（4%～100%）】<br>（注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。<br>（注2）被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。<br>（注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。<br>（注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症*による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。                                                                                                         | ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病*<br>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病<br>●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）<br>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病<br>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病<br>●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症<br>●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。）<br>など                                                                                                      |
|                                      | 特定感染症による入院保険金<br>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約   | 保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。）<br>①入院*した場合<br>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>【傷害入院保険金日額】×【感染症入院の日数】</b><br>（注1）特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症*による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。<br>（注2）傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症*による入院保険金を重ねてはお支払いしません。<br>（注3）特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                      | 特定感染症による通院保険金<br>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約   | 保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合（以下、この状態を「感染症通院」といいます。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <b>【傷害通院保険金日額】×【感染症通院の日数】</b><br>（注1）特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。<br>（注2）傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。<br>（注3）傷害通院保険金または特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症*による通院保険金を重ねてはお支払いしません。<br>（注4）特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|                                      | 特定感染症による葬祭費用保険金<br>★特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約               | 補償対象者*が保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合<br>（*）「補償対象者」とは、傷害補償特約における被保険者をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 被保険者（保険契約者または補償対象者の親族*）が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。<br>（注）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病*<br>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病<br>●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）<br>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病<br>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病<br>●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症<br>●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。）<br>など                                                                                                |
| 日常生活賠償プラン（団体総合生活補償保険（標準型））           | 日常生活賠償保険金<br>★日常生活賠償特約                                 | ①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合<br>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等*（*1）を運行不能*（*2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合<br>ア.本人の居住の用に供される住宅*（*3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故<br>イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故<br>（*1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。<br>（*2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。<br>（*3）敷地内の動産および不動産を含みます。<br>（注）被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、）を被保険者とします。*同居の親族とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。*別居の未婚の子とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 | <b>【被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額】+【判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金】－【被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額】－【免責金額*（0円）】</b><br>（注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。<br>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。<br>（注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。<br>（注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。<br>（注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 | ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害<br>●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）<br>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任<br>●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任<br>●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体・障害に起因する損害賠償責任<br>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任<br>●心神喪失に起因する損害賠償責任<br>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任<br>●自動車等*の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任<br>●戦争、その他の変乱*、暴動による損害<br>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害<br>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害<br>など |

| 保険金の種類                                                                                                                                     |                                                  | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                               | 保険金のお支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div> <div>携行品損害プラン（団体総合生活補償保険（標準型））</div> <div> <div>携行品損害保険金</div> <div>★携行品損害補償特約</div> <div>☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット</div> </div> </div> |                                                  | 保険期間中の偶然な事故（盗難・破損・火災など）により、携行品 <sup>（*1）</sup> に損害が発生した場合<br><sup>（*1）</sup> 「携行品」とは、被保険者が住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品 <sup>（*2）</sup> をいいます。ただし、P26の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。<br><sup>（*2）</sup> 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産（カメラ、衣類、レジャー用品等）をいいます。 | <b>損害の額</b><br>－ <b>免責金額<sup>※</sup>（1回の事故につき3,000円）</b><br><sup>（注1）</sup> 損害の額は、再調達価額 <sup>※</sup> によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。<br><sup>（注2）</sup> 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。<br><sup>（注3）</sup> 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。<br><sup>（注4）</sup> 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者と同居する親族<sup>※</sup>の故意による損害</li> <li>● 自動車等<sup>※</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>● 公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害</li> <li>● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障等による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</li> <li>● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>● P26の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害</li> </ul> など                        |
|                                                                                                                                            | <div> <div>死亡保険金</div> </div>                    | 保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合                                                                                                                                                                                                              | <b>死亡・後遺障害保険金額の全額</b><br><sup>（注1）</sup> 死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。<br><sup>（注2）</sup> 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>※</sup></li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>● 自動車等<sup>※</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療<sup>※</sup>以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群<sup>※</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの<sup>※</sup></li> <li>● 入浴中の溺水<sup>※</sup>（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）</li> <li>● 原因がいかなくとも、誤嚥（えん）<sup>※</sup>によって発生した肺炎</li> <li>● P26の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>● 乗用具<sup>※</sup>を用いて競技等<sup>※</sup>をしている間のケガ</li> </ul> など<br>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 |
|                                                                                                                                            | <div> <div>傷害保険金</div> <div>後遺障害保険金</div> </div> | 保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>※</sup> が発生した場合                                                                                                                                                                                            | <b>死亡・後遺障害保険金額</b><br>× <b>約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</b><br><sup>（注1）</sup> 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。<br><sup>（注2）</sup> 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>※</sup> を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>※</sup> の診断に基づき後遺障害 <sup>※</sup> の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。<br><sup>（注3）</sup> 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。<br><sup>（注4）</sup> 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <div> <div>育英費用プラン（学生・子ども総合保険）</div> <div>育英費用保険金</div> </div>                                                                             |                                                  | 扶養者 <sup>※</sup> が、保険期間中の事故によるケガ <sup>※</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害 <sup>※</sup> の状態になられた場合                                                                                                                                                             | <b>育英費用保険金額の全額</b><br><sup>（注1）</sup> 育英費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご契約の場合、育英費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。<br><sup>（注2）</sup> 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者、扶養者<sup>※</sup>または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>※</sup></li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>● 自動車等<sup>※</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>※</sup>または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療<sup>※</sup>以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>※</sup>、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 入浴中の溺水<sup>※</sup>（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。）</li> <li>● 原因がいかなくとも、誤嚥（えん）<sup>※</sup>によって発生した肺炎</li> </ul> など                                                                                                                                                                                                                                         |

| 保険金の種類                     |                                  | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 保険金のお支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 育英費用プラン（学生・子ども総合保険）        | 賠償責任保険金<br>☆賠償責任条項の一部変更に関する特約セット | 次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合<br>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 <sup>(※1)</sup> を壊したりしたこと。<br>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 <sup>(※2)</sup> を運行不能 <sup>(※3)</sup> にさせたこと。<br>③補償対象受託物 <sup>(※4)</sup> の損壊、紛失または盗難 <sup>(※5)</sup> （住宅 <sup>(※6)</sup> 内保管中または一時的に住宅 <sup>(※6)</sup> 外で管理している間に限ります。）<br><br>ア.住宅 <sup>(※7)</sup> の所有、使用または管理に起因する偶然な事故<br>イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故<br><br>（※1）情報機器等に記録された情報を含みます。<br>（※2）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。<br>（※3）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。<br>（※4）「補償対象受託物」とは、被保険者が他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財物をいいます。ただし、P26の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。<br>（※5）上記③に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物 <sup>(※4)</sup> につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。<br>（※6）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。<br>（※7）本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の不動産および不動産を含みます。<br>（注）被保険者の範囲は、次のとおりです。本人（本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 <sup>*</sup> および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者としてします。） | 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 <sup>*</sup> （0円）<br><br>（注1）1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額（500万円）または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。<br>（注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。<br>（注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。<br>（注4）日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①および②の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。<br>（注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 | <「保険金をお支払いする場合」①～③に共通の事由><br>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害<br>●被保険者の職務遂行（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）<br>●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任<br>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任<br>●被保険者と同居する親族 <sup>*</sup> に対する損害賠償責任<br>●心神喪失に起因する損害賠償責任<br>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任<br>●自動車等 <sup>*</sup> の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任<br>●戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動による損害<br>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害<br>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任<br>など<br><「保険金をお支払いする場合」①、②に適用される事由><br>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことに<br>による損害賠償責任<br>など<br><「保険金をお支払いする場合」③に適用される事由><br>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害<br>●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>*</sup> または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害<br>●公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による補償対象受託物の損害<br>●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発<br>●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害<br>●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害<br>●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害<br>●引き渡し後に発見された補償対象受託物の損壊による損害賠償責任<br>●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等）<br>●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任<br>●P26の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害<br>など |
|                            |                                  | 保険期間中の事故によるケガ <sup>*</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 「傷害死亡・後遺障害保険金額の全額」<br>（注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。<br>（注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ <sup>*</sup><br>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ<br>●自動車等 <sup>*</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>*</sup> または麻薬等を使用しての運転中のケガ<br>●脳疾患、病気 <sup>*</sup> または心神喪失によるケガ<br>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ<br>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 <sup>*</sup> 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ<br>●戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）<br>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（親介護プランには天然火災補償特約がセットされているため、支払対象となります。）<br>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ<br>●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群 <sup>*</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの <sup>*</sup><br>●入浴中の溺水 <sup>*</sup> （ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）<br>●原因がいかなくとも、誤嚥（えん） <sup>*</sup> によって発生した肺炎<br>●P26の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ<br>●P26の「補償対象外となる職業」に従事するケガ<br>●乗用具 <sup>*</sup> を用いて競技等 <sup>*</sup> をしている間のケガ<br>など<br>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 親介護プラン（団体総合生活補償保険（MS&AD型）） | 傷害死亡保険金<br>★傷害補償（MS&AD型）特約       | 保険期間中の事故によるケガ <sup>*</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>*</sup> が発生した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 「傷害死亡・後遺障害保険金額」<br>×「約款所定の保険金支払割合（4%～100%）」<br>（注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。<br>（注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>*</sup> を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>*</sup> の診断に基づき後遺障害 <sup>*</sup> の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。<br>（注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。<br>（注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                            |                                  | 傷害後遺障害保険金<br>★傷害補償（MS&AD型）特約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 保険金の種類                     |                                                     | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 保険金のお支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 親介護プラン（団体総合生活補償保険（MS&AD型）） | 親介護一時金<br>親介護                                       | <p>保険期間中に、特約被保険者<sup>(*)</sup>が要介護状態（要介護3以上の状態）<sup>(*)</sup>となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(*) 普通保険約款の被保険者の親（姻族を含みます。）のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払します。</p> <p>(注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求することがあります。詳細はP30の＜代理請求人について＞をご覧ください。</p> | <p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</p> <p>●自動車等<sup>(*)</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>(*)</sup>中の事故による要介護状態</p> <p>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療<sup>(*)</sup>を目的として医師<sup>(*)</sup>がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払します。）</p> <p>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払します。）</p> <p>●戦争、その他の変乱<sup>(*)</sup>、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による要介護状態</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</p> <p>●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群<sup>(*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>(*)</sup></p> <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(*)1</sup>より前に要介護状態の原因となった事由<sup>(*)2</sup>が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由<sup>(*)2</sup>が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払します。</p> <p>(*)1 この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)2 公的介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                            | 疾病入院保険金<br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>P26(☆)参照    | <p>保険期間の開始後<sup>(*)</sup>に発病<sup>(*)</sup>した病気の<sup>(*)</sup>ため、保険期間中に入院<sup>(*)</sup>された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。）</p> <p>(*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>疾病入院保険金日額×疾病入院の日数</p> <p>(注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間<sup>(*)</sup>（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数</li> <li>・1回の疾病入院<sup>(*)</sup>について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数<sup>(*)</sup>（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数</li> </ul> <p>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気<sup>(*)</sup>を発病<sup>(*)</sup>された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>                                                                                                                                                                                                | <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気<sup>(*)</sup></p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気</p> <p>●精神障害<sup>(*)1</sup>およびそれによる病気</p> <p>●戦争、その他の変乱<sup>(*)</sup>、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）<sup>(*)2</sup></p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気<sup>(*)2</sup></p> <p>●妊娠または出産（「療養の給付」等<sup>(*)3</sup>の対象となるべき期間については、保険金をお支払します。）</p> <p>●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群<sup>(*)</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>(*)</sup></p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気<sup>(*)4</sup>（加入者証等に記載されます。）</p> <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(*)5</sup>より前に発病<sup>(*)</sup>した病気<sup>(*)4</sup>については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院<sup>(*)</sup>を開始された日<sup>(*)6</sup>からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払します。</p> <p>(*)1 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。）</p> <p>＜支払対象外となる精神障害の例＞</p> <p>アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*)2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払することがあります。</p> <p>(*)3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*)4 その病気と医学上因果関係がある病気<sup>(*)</sup>を含みます。</p> |
|                            | 疾病手術保険金<br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>P26(☆)参照    | <p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気<sup>(*)</sup>の治療<sup>(*)</sup>のために疾病入院保険金の支払対象期間<sup>(*)</sup>（1,095日）中に手術<sup>(*)</sup>を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後<sup>(*)</sup>に発病<sup>(*)</sup>した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合</p> <p>(*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>1回の手術<sup>(*)</sup>について、次の額をお支払します。</p> <p>① 入院<sup>(*)</sup>中に受けた手術の場合<br/>疾病入院保険金日額×10</p> <p>② ①以外の手術の場合<br/>疾病入院保険金日額×5</p> <p>(注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>①同一の日に複数回の手術を受けた場合<br/>疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払します。</p> <p>②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合<br/>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合<br/>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>④医科診療報酬点数表において、一連の治療<sup>(*)</sup>過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合<br/>その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p> | <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(*)5</sup>より前に発病<sup>(*)</sup>した病気<sup>(*)4</sup>については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院<sup>(*)</sup>を開始された日<sup>(*)6</sup>からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払します。</p> <p>(*)1 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。）</p> <p>＜支払対象外となる精神障害の例＞</p> <p>アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*)2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払することがあります。</p> <p>(*)3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*)4 その病気と医学上因果関係がある病気<sup>(*)</sup>を含みます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| がんプラン（団体総合生活補償保険（MS&AD型））  | 疾病放射線治療保険金<br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>P26(☆)参照 | <p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気<sup>(*)</sup>の治療<sup>(*)</sup>のために疾病入院保険金の支払対象期間<sup>(*)</sup>（1,095日）中に放射線治療<sup>(*)</sup>を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後<sup>(*)</sup>に発病<sup>(*)</sup>した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合</p> <p>(*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>1回の放射線治療<sup>(*)</sup>について、次の額をお支払します。</p> <p>疾病入院保険金日額×10</p> <p>(注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払します。</p> <p>(注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(*)5</sup>より前に発病<sup>(*)</sup>した病気<sup>(*)4</sup>については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院<sup>(*)</sup>を開始された日<sup>(*)6</sup>からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払します。</p> <p>(*)1 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。）</p> <p>＜支払対象外となる精神障害の例＞</p> <p>アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*)2 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払することがあります。</p> <p>(*)3 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*)4 その病気と医学上因果関係がある病気<sup>(*)</sup>を含みます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                            |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <P23へつづく>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 保険金の種類                                                                                                                |                                                                                                          | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 保険金のお支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----|-------------|--|---|------------------------|-----------|---|---------|---|--|--|------------|--|---|------------|--|---|----------------|--|---|
| がん<br>ブ<br>ラ<br>ン<br>（<br>団<br>体<br>総<br>合<br>生<br>活<br>補<br>償<br>保<br>険<br>（<br>M<br>S<br>&<br>A<br>D<br>型<br>）<br>） | 疾病通院<br>保険金<br>★疾病補償<br>特約<br>☆疾病通院<br>保険金の<br>支払条件<br>変更特約<br>セット<br>☆特定精神<br>障害補償<br>特約セット<br>P26(☆)参照 | 疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。<br>①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合（以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。）<br>②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合（以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。）<br>(注) 疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 疾病通院保険金日額×疾病通院の日数<br>(注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。<br>・ 保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数<br>・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。<br>・ 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数<br>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。<br>(注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。<br>(注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)*によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。 | <P22からつづく><br>(*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。<br>(*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。                                                    |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
|                                                                                                                       | がん診断<br>保険金<br>★がん診断<br>保険金補償<br>(待機期間<br>不設定型)<br>特約                                                    | 医師*によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)*に罹患したことが診断され、治療*を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限ります。)<br>(注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。<br>(注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】<br>がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)*を発病*したときは、保険金の支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。<br>①がん(悪性新生物)*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額<br>②この保険契約のお支払条件で算出した金額<br>ただし、がん(悪性新生物)*を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。<br>(* ) がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気*を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | がん診断保険金額の全額<br>(注1) 保険期間中1回に限ります。<br>(注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)*が被保険者に代わって保険金を請求することができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)*のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。<br>●がん診断時が、この保険契約の始期日(* )より前の場合<br>●既に保険金をお支払いしたががんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。)* など<br>(* ) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。 |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
|                                                                                                                       | 抗がん剤治療<br>保険金<br>★抗がん剤<br>治療特約<br>☆保険金の<br>請求に関<br>する特約<br>セット                                           | 保険期間の開始後(*1)に発病*したがん(悪性新生物)*の治療*のため、保険期間中に抗がん剤(*2)治療を開始した場合<br>(注1) 同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。<br>(注2) 先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。<br>(注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】<br>この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん(悪性新生物)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。<br>①がん(悪性新生物)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額<br>②この保険契約のお支払条件で算出した金額<br>ただし、がん(悪性新生物)を発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。<br>(*1) 抗がん剤治療を補償する加入タイプに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。<br>(*2) 投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。<br>①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤<br>②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤<br>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類<br>L01. 抗悪性腫瘍薬<br>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(*3)<br>L03. 免疫賦活薬<br>L04. 免疫抑制剤<br>V10. 治療用放射性医薬品<br>(*3) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。 | 抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。<br>抗がん剤治療保険金額×下表の倍率<br><table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th><th>倍率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">L01. 抗悪性腫瘍薬</td><td>2</td></tr> <tr> <td rowspan="3">L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(* )</td><td>乳がん、前立腺がん</td><td>1</td></tr> <tr> <td>上記以外のがん</td><td>2</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">L03. 免疫賦活薬</td><td>2</td></tr> <tr> <td colspan="2">L04. 免疫抑制剤</td><td>2</td></tr> <tr> <td colspan="2">V10. 治療用放射性医薬品</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> (注) 保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。<br>(* ) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。                      | 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類                                                                                                                                                                                           |  | 倍率 | L01. 抗悪性腫瘍薬 |  | 2 | L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(* ) | 乳がん、前立腺がん | 1 | 上記以外のがん | 2 |  |  | L03. 免疫賦活薬 |  | 2 | L04. 免疫抑制剤 |  | 2 | V10. 治療用放射性医薬品 |  | 2 |
| 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類                                                                                        |                                                                                                          | 倍率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
| L01. 抗悪性腫瘍薬                                                                                                           |                                                                                                          | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
| L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(* )                                                                                                | 乳がん、前立腺がん                                                                                                | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
|                                                                                                                       | 上記以外のがん                                                                                                  | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
|                                                                                                                       |                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
| L03. 免疫賦活薬                                                                                                            |                                                                                                          | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
| L04. 免疫抑制剤                                                                                                            |                                                                                                          | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |
| V10. 治療用放射性医薬品                                                                                                        |                                                                                                          | 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                          |  |    |             |  |   |                        |           |   |         |   |  |  |            |  |   |            |  |   |                |  |   |

| 保険金の種類                      |                                                                                 | 保険金をお支払いする場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 保険金のお支払額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 先進医療プラン（団体総合生活補償保険（MS&AD型）） | <b>疾病入院保険金</b><br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>P26(☆)参照                         | 保険期間の開始後 <sup>(*)</sup> に発病 <sup>*</sup> した病気 <sup>*</sup> のため、保険期間中に入院 <sup>*</sup> された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。）<br>（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>疾病入院保険金日額</b> × <b>疾病入院の日数</b><br>（注1）疾病入院の日数には以下の日数を含みません。<br>・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 <sup>*</sup> （1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数<br>・1回の疾病入院 <sup>*</sup> について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 <sup>*</sup> （180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数<br>（注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気<br>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気<br>●精神障害 <sup>(*)</sup> およびそれによる病気<br>●戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） <sup>(*)</sup><br>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 <sup>(*)</sup><br>●妊娠または出産（「療養の給付」等 <sup>(*)</sup> ）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いしません。<br>●原因がわからないときでも、頸（けい）部症候群 <sup>*</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他見所のないもの <sup>*</sup><br>●健康に関する告知のご回答等により補償対象外とならない病気 <sup>(*)</sup> （加入者証等に記載されます。）<br>など<br>（注）保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> より前に発病 <sup>*</sup> した病気 <sup>(*)</sup> については保険金をお支払いしません。<br>ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 <sup>*</sup> を開始した日 <sup>(*)</sup> からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。<br>（*1）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的）にセットされます。）のセット後の内容となります。）<br><支払対象外となる精神障害の例><br>アルコール依存、薬物依存 など<br>（*2）これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。<br>（*3）公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。<br>（*4）その病気と医学上因果関係がある病気 <sup>*</sup> を含みます。<br>（*5）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。<br>（*6）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。 |
|                             | <b>疾病手術保険金</b><br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>P26(☆)参照                         | ①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 <sup>*</sup> の治療 <sup>*</sup> のために疾病入院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> （1,095日）中に手術 <sup>*</sup> を受けられたとき。<br>②保険期間の開始後 <sup>(*)</sup> に発病 <sup>*</sup> した病気 <sup>*</sup> の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合<br>（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1回の手術 <sup>*</sup> について、次の額をお支払いします。<br>①入院 <sup>*</sup> 中に受けた手術の場合<br><b>疾病入院保険金日額</b> × <b>10</b><br>②①以外の手術の場合<br><b>疾病入院保険金日額</b> × <b>5</b><br>（注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。<br>①同一の日に複数回の手術を受けた場合<br>疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。<br>②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合<br>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。<br>③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合<br>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。<br>④医科診療報酬点数表において、一連の治療 <sup>*</sup> 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合<br>その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                             | <b>疾病放射線治療保険金</b><br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>P26(☆)参照                      | ①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 <sup>*</sup> の治療 <sup>*</sup> のために疾病入院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> （1,095日）中に放射線治療 <sup>*</sup> を受けられたとき。<br>②保険期間の開始後 <sup>(*)</sup> に発病 <sup>*</sup> した病気 <sup>*</sup> の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合<br>（*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1回の放射線治療 <sup>*</sup> について、次の額をお支払いします。<br><b>疾病入院保険金日額</b> × <b>10</b><br>（注1）同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。<br>（注2）疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                             | <b>疾病通院保険金</b><br>★疾病補償特約<br>☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>P26(☆)参照 | 疾病入院保険金をお支払いする場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。<br>①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気 <sup>*</sup> の治療 <sup>*</sup> のため、通院 <sup>*</sup> された場合（以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。）<br>②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気 <sup>*</sup> の治療のために、通院された場合（以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。）<br>（注）疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <b>疾病通院保険金日額</b> × <b>疾病通院の日数</b><br>（注1）疾病通院の日数には以下の日数を含みません。<br>・保険期間の開始時（疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時）より前の疾病通院の日数<br>・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 <sup>*</sup> （180日）が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。<br>・1回の疾病入院 <sup>*</sup> について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数 <sup>*</sup> （90日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数<br>（注2）疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。<br>（注3）疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 <sup>*</sup> を発病 <sup>*</sup> した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。<br>（注4）疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過するまでに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気 <sup>*</sup> を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                             | <b>先進医療費用保険金</b><br>★先進医療費用保険金補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット                            | ケガ <sup>*</sup> または病気 <sup>*</sup> の治療 <sup>*</sup> のため、保険期間中に日本国内において先進医療 <sup>(*)</sup> を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。<br>（注）【継続加入において、継続前後でのご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】<br>先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生 <sup>*</sup> の時または病気 <sup>(*)</sup> を発病 <sup>*</sup> した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。<br>①ケガの原因となった事故発生 <sup>*</sup> の時または病気 <sup>*</sup> を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額<br>②この保険契約のお支払条件で算出した金額<br>ただし、ケガの原因となった事故発生 <sup>*</sup> の時または病気 <sup>(*)</sup> を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。<br>（*1）「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。<br>（*2）先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気 <sup>*</sup> を含みます。 | 被保険者が負担されたた費用を被保険者にお支払いします。<br>ア.先進医療に要する費用 <sup>(*)</sup><br>イ.先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。）<br>ウ.先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度）<br>（*）先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。<br>（注1）加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。<br>（注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。<br>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | P21の傷害保険金および上記疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。<br>（注）保険期間の開始時 <sup>(*)</sup> より前に被ったケガまたは発病 <sup>*</sup> した病気 <sup>(*)</sup> については保険金をお支払いしません。<br>ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生 <sup>*</sup> の時または病気 <sup>*</sup> を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。<br>（*4）その病気と医学上因果関係がある病気 <sup>*</sup> を含みます。<br>（*5）先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。  
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞

被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。  
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。  
（\*）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 1.被保険者（補償の対象となる方）が身体障害\*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害\*が開始した場合に限り、てん補期間\*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額\*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 2.被保険者は協定書に規定された方となります。
- 3.保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

| 保険金の種類                | 保険金をお支払いする場合         | お支払いする保険金の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 保険金をお支払いしない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長期所得プラン（団体長期障害所得補償保険） | 身体障害*により、就業障害*となった場合 | てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。<br>$\text{支払基礎所得額*} \times \text{所得喪失率*} \times \text{約定給付率*} (100\%)$ <p>（注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*（250,000円）を限度とします。</p> <p>（注2）協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>（注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>（注4）てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>（注5）同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>（注6）保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*（*）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*（*）</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*（*）を限度とします。</p> <p>（*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】<br/>就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> | <p>（1）新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>（2）次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害</p> <p>②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害</p> <p>③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害</p> <p>④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害*（*1）</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害</p> <p>⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害*（*2）</p> <p>⑧被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害</p> <p>ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>⑨被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害*（*3）</p> <p>⑩被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害*（*4）</p> <p>⑪発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害*（*5）</p> <p>など</p> <p>（3）健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気*（*6）等（加入者証等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>（*1）テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（*2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>（*3）「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目*（*7）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>（1）F04～F09      （2）F20～F51      （3）F53～F54<br/>（4）F59～F63      （5）F68～F69      （6）F84～F89<br/>（7）F91～F92      （8）F95              （9）F99</p> <p>（*4）「妊娠に伴う身体障害補償特約」*（*8）がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>（*5）病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>（*6）その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>（*7）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によります。</p> <p>（*8）女性の被保険者にのみセット可能です。</p> |
|                       |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

| 特約名              | 概 要                                                                                                                                                       |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就業障害定義緩和（三大疾病）特約 | 被保険者が三大疾病*（*）を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合、免責期間中の就業障害の定義を、「業務に全く従事できないこと」から、「業務に全く従事できないか、または一部従事することができないこと」に緩和する特約です。<br>（*）三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。 |

●ケガプランには、交通事故危険のみ補償特約をセットした保険金を上乗せしていますので、上乗せ部分については交通事故\*によるケガ\*に限り、傷害保険金をお支払いします。

【特約の説明】

| セットする特約                        | 特約の説明                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）    | 保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。                                            |
| 天災危険補償特約（ケガプラン・育英費用プラン・親介護プラン） | 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金、育英費用保険金（育英費用プランのみ）をお支払いします。                                                                                                             |
| 家族型への変更に関する特約（ケガプラン（家族プラン））    | 被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。                                                                                                                                     |
| がんのみ補償特約（がんプラン）                | 特約記載のがん（悪性新生物）*の治療*を目的とした入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。                                                                          |
| 保険金の請求に関する特約（がんプラン）            | 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。<br>（注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 |
|                                | 本特約が適用される傷病名                                                                                                                                                                   |
|                                | ・がん（悪性新生物）*                                                                                                                                                                    |
| 本人のみ補償特約（賠償責任条項用）（育英費用プラン）     | 賠償責任保険金の被保険者の範囲が、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。                                                 |

＜補償対象外となる運動等＞

- 山岳登はん（\*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（\*2）操縦（\*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（\*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗  
その他これらに類する危険な運動  
（\*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。  
（\*2）グライダーおよび飛行船は含みません。  
（\*3）職務として操縦する場合は含みません。  
（\*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

＜補償対象外となる職業＞

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士  
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

＜補償対象外となる主な「携行品」＞

船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型（無人機等を含みます。）およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびバスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

＜補償対象外となる主な「受託物」＞

通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）・原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、前記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
病気\*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（\*1）の原因となった病気（\*2）を発病\*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

- ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額  
② この保険契約のお支払条件で算出した金額  
ただし、病気（\*2）を発病した時が、その病気による入院（\*1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。  
（\*1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。  
（\*2）疾病入院（\*1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気\*を含みます。

※印の用語のご説明

- ア行
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
  - 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
  - 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

| 特約名称           | 特約固有の「医師」の範囲                      |
|----------------|-----------------------------------|
| 親介護一時金<br>支払特約 | 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方<br>以外の医師 |

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院との疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

- カ行
- 「回復所得額」とは、免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
  - 「がん（悪性新生物）」には、上皮内新生物を含みます。  
抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。
  - 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
  - 「競技等」とは、競技、競争、興行<sup>(\*)</sup>または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

| 試運転に訓練を含む特約<br>(ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。) |
|--------------------------------------------------|
| ・交通事故危険のみ補償特約                                    |

- (\*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
  - 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状<sup>(\*)</sup>を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒  
(\*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
  - 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
    - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
    - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限りです。
    - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
  - 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者（育英費用プランのみ）の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者（育英費用プランのみ）が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※を除きます。
  - 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
    - ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等<sup>(\*)</sup>
    - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等<sup>(\*)</sup>
    - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)
    - ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
    - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故<sup>(\*)</sup>（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りです。)
    - ⑥交通乗用具の火災(\*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
  - 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
  - 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- サ行
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
  - 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
  - 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
  - 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、  
$$\frac{\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入人口数}}{\text{1口あたり保険金額}}$$
によって算出した額となります。
  - 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

| 適用される保険金の名称          |
|----------------------|
| ・疾病入院保険金    ・疾病通院保険金 |

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

| 適用される保険金の名称          |
|----------------------|
| ・疾病入院保険金    ・疾病通院保険金 |

- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。  
てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。  
免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。ただし、被保険者が三大疾病<sup>(\*)</sup>を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができない状態をいいます。  
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。  
(\*) 三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。
- 「重度後遺障害」とは、後遺障害※のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為<sup>(※1)</sup>。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
  - ②先進医療※に該当する診療行為<sup>(※2)</sup>(※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。  
(※2) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
- 「所得喪失率」とは、次の算式により算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間} \times \text{終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}^{\ast}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

- ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとしします。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
  - 「身体障害」とは、傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
  - 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

#### タ行

●「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療\*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間\*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

●「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

- ①一類感染症
- ②二類感染症
- ③三類感染症
- ④指定感染症(\*)

(\*) 指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

#### ナ行

●「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に専念することをいいます。

#### ハ行

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師\*が診断(\*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。  
(\*) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ\*以外の身体の障害をいいます。被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

●「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。

●「平均月間所得額」とは、被保険者の就業障害\*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(*)1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(*)2})}{12(\text{か月})}$$

(\*)1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含みません。

(\*)2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費、旅費交通費などをいいます。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

② 先進医療\*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

#### マ行

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責期間」とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害\*が継続する期間をいいます。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。

ただし、三大疾病(\*)を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している場合には、一時的に復職した日数は免責期間に含まれます。

(\*) 三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

#### ヤ行

●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる加入者証等に記載された率をいいます。

●「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

① 公的介護保険制度\*の第1号被保険者（65才以上）

要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態

② 公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）

要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③ 公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）

要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

- この保険は外務省共済組合が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となる方は「外務省共済組合組合員（69才までの退職者の方を含みます。）」に限ります。ただし、長期所得プランには退職者は含まれません。
- 【基本契約（個人プラン）】タイプA、AL1、AM1で被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、外務省共済組合組合員（69才までの退職者の方を含みます。）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）です。  
（\*）ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 【基本契約（家族プラン）】タイプB、BL2、BM2で被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、外務省共済組合組合員（69才までの退職者の方を含みます。）およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。  
また、被保険者（補償の対象者）は、被保険者本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚のお子さまとなります。  
（\*）ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 【日常生活賠償プラン】タイプJ1・J2の被保険者（補償の対象者）の範囲は、個人プラン、家族プランに関わらず、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚のお子さまとなります。「本人」とはネット手続画面・加入申込票の被保険者欄記載の被保険者本人をいいます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者としてします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- 【携行品損害（個人プラン）】タイプK1の被保険者（補償の対象者）の範囲は、ネット手続画面・加入申込票の被保険者欄に記名いただいた方のみとなります。
- 【携行品損害（家族プラン）】タイプK2の被保険者（補償の対象者）の範囲は、被保険者本人（ネット手続画面・加入申込票の被保険者欄記載の方）、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚のお子さまとなります。
- 【育英費用プラン】タイプYの被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、外務省共済組合組合員のお子さまで、保険期間の末日において満23才未満の方に限ります。  
また、被保険者の扶養者として指定できるのは、被保険者を扶養している方で、かつ被保険者の親権者（被保険者が成年である場合を除きます。）で、被保険者と同居し（下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。）、被保険者の属する世帯の生計を維持している方となります。  
（\*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 【親介護プラン】タイプGの被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、外務省共済組合組合員（69才までの退職者の方を含みます。）およびその配偶者です。  
（\*）ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 【長期所得プラン】タイプS1・S2の被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、外務省共済組合組合員の方のうち、保険開始時点で満15才以上62才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方になります。（非常勤、パート、アルバイト、健康保険の対象とならない方を除きます。）  
（\*）ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 【がんプラン】タイプC1・C2の被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、外務省共済組合組合員（69才までの退職者の方を含みます。）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）の方のうち、保険開始時点で生後15日以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方になります。  
（\*）ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 【先進医療プラン】タイプE1・E2の被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となる方の範囲は、外務省共済組合組合員（69才までの退職者の方を含みます。）およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。）の方のうち、保険期間の開始時点で生後15日以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方になります。  
（\*）ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。  
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 日常生活賠償保険金、携行品損害保険金、育英費用保険金、団体長期障害所得補償保険金、先進医療費用保険金等をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約、学生・子ども総合保険契約、団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数または就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

#### <自動継続の取扱いについて>

- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

<団体総合生活補償保険（標準型）、学生・子ども総合保険>

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社） | 引受割合93% |
| 東京海上日動火災保険株式会社       | 引受割合6%  |
| 損害保険ジャパン株式会社         | 引受割合1%  |

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）、団体長期障害所得補償保険>

|                |          |
|----------------|----------|
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 引受割合100% |
|----------------|----------|

#### <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

<団体総合生活補償保険（標準型）、学生・子ども総合保険>

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）>

【病気の補償】

保険金、解約返戻金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

<団体長期障害所得補償保険>

保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

#### <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、福利厚生室公災・財形・保険班（内線：2296）経由、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手续につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

#### <保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(※1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(※2)</sup>を終えて保険金をお支払いします。<sup>(※3)</sup>
  - (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
  - (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
  - (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

#### <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

##### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・休業・所得証明書
- ・所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書 等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故または賠償責任条項の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

#### <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約または賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

#### <代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(※)</sup>等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(※)</sup>」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者<sup>(※)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」

（※）法律上の配偶者に限ります。

#### <税法上の取扱い>（2024年9月現在）

- 長期所得プラン、親介護プラン、がんプランおよび先進医療プランで払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。  
（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。  
（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

| 加入タイプ   | 被保険者の範囲<br>(○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外) |     |           |
|---------|-----------------------------------|-----|-----------|
|         | 本人（※2）                            | 配偶者 | その他親族（※3） |
| 本人型     | ○                                 | ー   | ー         |
| 家族型（※1） | ○                                 | ○   | ○         |

- 保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

|           | 保険金が支払われる事故<br>(○：補償対象 ×：補償対象外) |      |
|-----------|---------------------------------|------|
|           | 右記以外                            | 交通事故 |
| 特約セットなし   | ○                               | ○    |
| 特約<br>セット | ×                               | ○    |

| 主な特約                                                 | 特約固有の被保険者の範囲                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日常生活<br>賠償特約<br>(タイプJ1、<br>J2)                       | (a) 本人（※2）<br>(b) 本人（※2）の配偶者<br>(c) 同居の親族（本人（※2）またはその配偶者と同居の、本人（※2）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族）<br>(d) 別居の未婚の子（本人（※2）またはその配偶者と別居の、本人（※2）またはその配偶者の未婚の子）<br>(e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（※4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りします。 |
| 特定感染症<br>危険「葬祭<br>費用保険金」<br>補償特約<br>(タイプAM1、<br>BM2) | (a) 保険契約者<br>(b) 補償対象者である上表の「被保険者の範囲」の方の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）                                                                                                                                                                                                             |

- (※1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (※2) ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (※3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
  - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
  - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- (※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおりの詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

本パンフレットP18～20をご参照ください。

- ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本パンフレットP18～20をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの保険金額欄およびネット手続画面・加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご確認ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、ネット手続画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

本パンフレットP22をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となります。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は外務省共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ① 被保険者（※）の「職業・職務」

(※) 家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

#### ② 他の保険契約等（※）に関する情報

(※) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

- ① 職業・職務を変更した場合
- ② 新たに職業に就いた場合
- ③ 職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、次ページ記載の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

| <ご契約の引受範囲>                                                                                                                                                          |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 下記以外の職業                                                                                                                                                             |  |
| <ご契約の引受範囲外>                                                                                                                                                         |  |
| オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士<br>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業 |  |

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

### (3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット画面・加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

### ■保険金受取人について

| 保険金受取人 | 傷害死亡保険金 | ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。<br>(注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 |
|--------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 上記以外    | ・普通保険約款・特約に定めております。                                                                                                                                                                                                                      |

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。

- ①この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
  - ・引受保険会社から保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約<sup>(\*)</sup>の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約<sup>(\*)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社から解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約<sup>(\*)</sup>を解約すること

(\*) 保険契約：その被保険者に係る部分に限ります。

### ■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害についてはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数のご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

### <補償が重複する可能性のある主な特約>

| 今回ご加入いただく補償                 | 補償の重複が発生する他の保険契約の例 |
|-----------------------------|--------------------|
| 団体総合生活補償保険(標準型)<br>日常生活賠償特約 | 自動車保険<br>日常生活賠償特約  |

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレットP2記載の方法により払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP18～20をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、本パンフレットP2記載の方法により払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

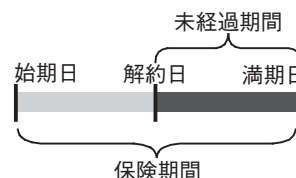
## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
- ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットをご参照ください。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社 霞友サービス TEL 03-3592-6292

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



### 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)) 0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明（学生・こども総合保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合、被保険者の扶養者が事故によるケガで亡くなられたり重度後遺障害を負われた場合、および被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方、扶養者として指定できる方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

|                   |                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●被保険者としてご加入いただける方 | 保険期間の末日において満22才以下の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方（入学等手続きを終えた方を含みます。）に限りします。（*）                                                                                                                     |
| 対象となる学校教育法に定める学校  | ①大学 ②大学院 ③短期大学 ④高等学校（中等教育学校の後期課程含む） ⑤高等専門学校 ⑥特別支援学校 ⑦専修学校（専門課程、高等課程、一般課程） ⑧各種学校 ⑨専門職大学 ⑩専門職短期大学<br>ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限りします。                                          |
| ●扶養者として指定できる方     | 被保険者を扶養している方で、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしている方です。<br>①被保険者の親権者であること（被保険者が成年である場合を除きます。）<br>②被保険者と同居していること（下宿、扶養者の単身赴任等、被保険者の就学上の理由等で別居している場合を含みます。）<br>③被保険者の属する世帯の生計を維持していること                          |
| 被保険者の範囲           | 下記以外 加入申込票の被保険者氏名の欄に記載の方（本人）<br>本人のみ補償特約（賠償責任条項用）がセットされているため、賠償責任保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りします。）を被保険者とします。 |

- (\*) 1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となります。
2. 入学等手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続きを完了した方をいいます。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額  
本パンフレットP20～21をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）  
本パンフレットP20～21をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

- 契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。
- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。  
お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
  - ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
  - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

本パンフレットP2をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明（学生・こども総合保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は外務省共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等（\*）に関する情報

（\*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、次ページの<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

| ＜ご契約の引受範囲＞                                                                                                                                                          |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 下記以外の職業                                                                                                                                                             |  |
| ＜ご契約の引受範囲外＞                                                                                                                                                         |  |
| オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士<br>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業 |  |

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次の①または②に該当する場合もご契約内容の変更手続きが必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①扶養の有無または扶養者の変更
- ②学校の種類の変更

### (3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

### ■保険金受取人について

| 保険金受取人 | 死亡保険金 | ・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。<br>(注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 |
|--------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 上記以外  | ・普通保険約款・特約に定めております。                                                                                                                                                                                                             |

■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。

- ①この保険契約<sup>(\*)</sup>の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
  - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約<sup>(\*)</sup>の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約<sup>(\*)</sup>の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等の提出が必要となります。

(\*) 保険契約：その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ  
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)\*が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなる場合がございますのでご注意ください。

### ＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

| 今回ご加入いただく補償 |                      | 補償の重複が発生する他の保険契約の例   |
|-------------|----------------------|----------------------|
| ①           | 学生・子ども総合保険<br>賠償責任条項 | 自動車保険<br>日常生活賠償特約    |
| ②           | 学生・子ども総合保険<br>育英費用条項 | GK ケガの保険<br>育英費用補償特約 |

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレットP2記載の方法により払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP20～21をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

## (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)保険料は、本パンフレットP2記載の方法により払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。
- (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただきますことがあります。

## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者<sup>(\*)</sup>が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

＜育英費用条項について＞

ご加入の後、次のいずれかに該当するようになった場合、育英費用条項は効力を失います。なお、②または③の事由による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

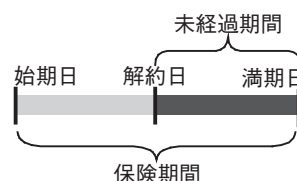
- ①引受保険会社が育英費用保険金をお支払いした場合
- ②被保険者<sup>(\*)</sup>が独立して生計を営むようになられた場合
- ③被保険者<sup>(\*)</sup>が特定の個人により扶養されなくなった場合

(\*) 傷害条項および育英費用条項における被保険者をいいます。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
- ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットをご参照ください。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】  
株式会社 霞友サービス TEL 03-3592-6292

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」  
0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」  
こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

### 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

| 加入タイプ                             | 被保険者の範囲<br>(○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)                                                                                                 |     |       |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
|                                   | 本人(*)                                                                                                                             | 配偶者 | その他親族 |
| 本人型                               | ○                                                                                                                                 | ー   | ー     |
| 主な特約                              | 特約固有の被保険者の範囲                                                                                                                      |     |       |
| 疾病補償特約                            | 本人(*)のうち、次のすべてに該当する方<br>・保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方<br>・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方                                                  |     |       |
| 先進医療費用<br>保険金補償特約                 |                                                                                                                                   |     |       |
| がん診断<br>保険金補償<br>(待機期間不<br>設定型)特約 |                                                                                                                                   |     |       |
| 抗がん剤治療<br>特約                      |                                                                                                                                   |     |       |
| 親介護一時金<br>支払特約<br>親介護             | 本人(*)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、ネット手続画面・加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方<br>・保険期間の開始時点で満30才以上84才以下の方<br>・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方 |     |       |

(\*)ネット手続画面・加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は本パンフレットのとおります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額  
本パンフレットP21～24をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）  
本パンフレットP21～24をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本パンフレットの保険金額欄およびネット手続画面・加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、ネット手続画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

本パンフレットP2をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日まで期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は外務省共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務等

#### (1) 告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### ①他の保険契約等(\*)に関する情報

(\*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」（病気を補償する契約に限ります。）

③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限ります。）

④被保険者の「性別」（抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。）

(注) 告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

#### (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続画面・加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

#### ■保険金受取人について

|        |             |                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金受取人 | 傷害死亡<br>保険金 | ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。<br>(注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 |
|        | 上記以外        | ・普通保険約款・特約に定めております。                                                                                                                                                                                                                      |

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき  
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。  
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(\*) 保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレットP2記載の方法により払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP21～24をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、本パンフレットP2記載の方法により払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

### 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

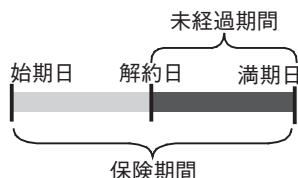
### 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



### 8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットをご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットをご参照ください。

### 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項  
①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。  
②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項  
①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。  
②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。  
③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。  
④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社 霞友サービス TEL 03-3592-6292

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの  
各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



#### 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。

#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

(ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)) 0570-022-808

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

# 重要事項のご説明

## 契約概要のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といいます）等によって定まります。ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

|                  |                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| 被保険者としてご加入いただける方 | 働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満62才までの方 |
| 被保険者の範囲          | ネット手続画面・加入申込票の被保険者欄に記載の方                                         |

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない場合は、本パンフレットのとおります。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合（支払事由）とお支払いする保険金の額  
本パンフレットP25をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）  
本パンフレットP25をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

本パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、本パンフレットの保険金額欄およびネット手続画面・加入申込票にてご確認ください。この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。

- 健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：50%

### 2. 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払込みいただく保険料につきましては、ネット手続画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

本パンフレットP2をご参照ください。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は外務省共済組合が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後、お申込みの撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

### 2. 告知義務等

#### (1) 告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。ネット手続画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### ①他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報

(\*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

##### ②被保険者の「生年月日」、「年齢」、「性別」

##### ③被保険者の健康に関する告知

#### 【健康に関する告知について】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、ネット手続画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日<sup>(\*)1</sup>からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき<sup>(\*)2</sup>は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(\*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

## (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続画面・加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入ください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等）をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約<sup>(\*)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約<sup>(\*)</sup>を解約しなければなりません。

(\*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の可否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

| 今回ご加入いただく補償  | 補償の重複が発生する他の保険契約の例       |
|--------------|--------------------------|
| 団体長期障害所得補償保険 | 他の団体長期障害所得補償保険<br>所得補償保険 |

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本パンフレットP2記載の方法によりお払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレットP25をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合など

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレットP2記載の方法によりお払込みください。本パンフレットP2記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

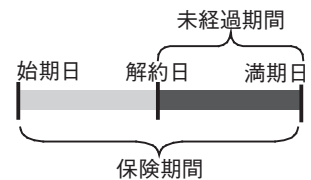
## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申し出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

本パンフレットをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

本パンフレットをご参照ください。

## 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項  
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- (2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項
  - ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
  - ② 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ③ 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料<sup>(\*)</sup>を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。(\*) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なる場合があります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社 霞友サービス TEL 03-3592-6292

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの  
各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕 0570-022-808

・受付時間〔平日 9:15~17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）〕

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

# 団体総合生活補償保険（MS&A D型） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をとお読みいただき、ネット手続画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(\*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

## 1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

| 特約の名称             | 特約固有の取扱い                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 親介護一時金支払特約<br>親介護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。</li> <li>特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。</li> </ul> |

## 2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

## 3. インターネットもしくは書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずネット手続画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

## 4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

| ご加入後の補償内容（○：あり、×：なし） | 回答が必要な質問事項（○：回答要、×：回答不要） |     |     |
|----------------------|--------------------------|-----|-----|
| 疾病補償                 | 質問1                      | 質問2 | 質問3 |
| ○                    | ○                        | ○   | ×   |
| ×                    | 健康に関する告知は不要です            |     |     |

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

| 項目名   | 特約の名称                 |
|-------|-----------------------|
| 疾病補償  | 疾病補償特約                |
|       | 先進医療費用保険金補償特約         |
|       | がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約 |
|       | 抗がん剤治療特約              |
| 親介護補償 | 親介護一時金支払特約 親介護        |

## 5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

## 6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

| 特約の名称                 | お取扱い                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 疾病補償特約                | ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(※1)</sup> より前に発病した病気 <sup>(※2)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。<br>なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 <sup>(※3)</sup> からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。           |
| 先進医療費用保険金補償特約         | ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(※1)</sup> より前に被ったケガまたは発病した病気 <sup>(※2)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。<br>なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の日または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。  |
| がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約 | ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(※1)</sup> より前に発病したがん（悪性新生物） <sup>(※4)</sup> <sup>(※5)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。<br>なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。 |
| 抗がん剤治療特約              | ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(※1)</sup> より前に発病したがん（悪性新生物） <sup>(※4)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。<br>なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。             |
| 親介護一時金支払特約<br>親介護     | ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(※1)</sup> より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。<br>なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。            |

(※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

(※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。

(※4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にがんが発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

(※5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

## 7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

## 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、ネット手続画面・加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群<sup>(\*)</sup>については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(\*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

| 特約の名称                 | お取り扱い                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 疾病補償特約                | ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。<br>なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。<br>あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取り扱いとなります。                                                          |
| 先進医療費用保険金補償特約         | ＜告知の結果、お引受けできる場合＞<br>特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。<br>ネット手続画面・加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。<br>なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 |
| がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 | ＜告知の結果、お引受けできない場合＞<br>ご加入をご継続いただくことができません。                                                                                                                                                                |
| 抗がん剤治療特約              |                                                                                                                                                                                                           |
| 親介護一時金支払特約 <u>親介護</u> | 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。                                                                                                                                               |

### 【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

ネット手続画面・加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

| 健康状況告知書質問事項回答欄                                                                                |                  |                  |                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|-----------------------------------|
| 最終質問事項の質問事項に正確にご回答ください。                                                                       |                  |                  |                                   |
| 質問①                                                                                           | 質問②              | 質問③              | 特定疾病対象外欄                          |
| LKA<br>はい<br>(3)                                                                              | LKH<br>はい<br>(3) | L1A<br>はい<br>(3) | 506 疾病コード 506 三住 太郎               |
| いいえ<br>(4)                                                                                    | いいえ<br>(4)       | いいえ<br>(4)       | 507 疾病・症状名(カタカナ)<br>コウキンジヨウ 三住 太郎 |
| お引受け可否は最終質問事項を参照ください                                                                          |                  |                  |                                   |
| ※告知書ご署名欄(注1)をこの欄のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知書における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方が署名してください。 |                  |                  |                                   |
| LW8(告知日) 令和 R 6 年 10 月 1 日                                                                    |                  |                  |                                   |
| (告知者ご署名) 三住 太郎                                                                                |                  |                  |                                   |

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。  
ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



| 分類              | 疾病コード | 疾病・症状名                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 循環器系の疾患         | A 0   | 心臓弁膜症 <sup>*</sup> 、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症<br>※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。 |
|                 | A 1   | 脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症                                                                                                       |
|                 | A 2   | 高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤                                                                                                                                                             |
|                 | A 3   | リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)                                                                                                                                                                      |
|                 | A 4   | 低血圧症                                                                                                                                                                                      |
| 消化器系の疾患         | B 0   | 胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群                                 |
|                 | B 1   | 肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝<br>※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。                                                                          |
|                 | B 2   | 胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎                                                                                                                                                   |
|                 | B 3   | 膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞                                                                                                                                                                |
|                 | B 4   | 痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍                                                                                                                                                                           |
|                 | B 5   | 歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患                                                                                                                                                                        |
| 呼吸器系の疾患         | C 0   | 肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患                                                                                                                 |
|                 | C 1   | 喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息                                                                                                               |
|                 | C 2   | アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症                                                                                                                                                        |
| 泌尿器・生殖<br>器系の疾患 | D 0   | 腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄                                                                                                         |
|                 | D 1   | 前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎                                                                                                                                                                          |
|                 | D 2   | 子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症                                                                                                |
|                 | D 3   | 尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)                                                                                                                                                                      |
| 内分泌系の疾患         | E 0   | 糖尿病・高血糖症                                                                                                                                                                                  |
|                 | E 1   | 痛風                                                                                                                                                                                        |
|                 | E 2   | 甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)                                                                                                                                        |
| 血液・造血<br>系の疾患   | F 0   | 白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病                                                                                                                                                                         |

(次ページへ続く)

| 分 類             | 疾病コード | 疾病・症状名                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 感染・寄生<br>虫症     | G 0   | 結核(腎結核を除きます。)                                                                                                                                                      |
|                 | G 1   | 腎結核                                                                                                                                                                |
|                 | G 2   | 伝染性肝炎、ウイルス性肝炎*<br>※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。                                                                                                                    |
|                 | G 3   | 細菌性心内膜炎                                                                                                                                                            |
|                 | G 4   | 淋病、梅毒、その他の性病                                                                                                                                                       |
| 神経・感覚器<br>系の疾患  | H 0   | てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症                                                                                                                      |
|                 | H 1   | 筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群                                                                                                                   |
|                 | H 2   | 白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患                                                                                                                                             |
|                 | H 3   | 中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症                                                                                                                            |
| 筋・骨格系の<br>疾患    | J 0   | 脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)                                                    |
|                 | J 1   | 膠原病*、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死<br>※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーク・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。 |
|                 | J 2   | 骨関節炎、関節内障、変形性関節症                                                                                                                                                   |
| 外傷後遺症           | K 0   | 頭部外傷後遺症、脳挫傷                                                                                                                                                        |
| 皮膚の疾患           | L 0   | アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)                                                                                                                                       |
| 新生物             | M 0   | 悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)                                                                                                                                            |
| 職業病             | N 0   | 職業病                                                                                                                                                                |
| 精神障害            | P 0   | 認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害                                           |
| 妊娠・出産に<br>かかる疾患 | Q 1   | 妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病                                                                                                                 |
|                 | Q 2   | 上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの                                                                                                                                     |
| その他             | R 0   | 現在ご加入の契約の加入者証や、ネット手続画面・加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状                                                                                                                  |

## 団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点をとお読みいただき、ネット手続画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。>  
(\*) 支払基礎所得額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、補償を拡大することをいいます。

- 健康に関する告知の重要性  
健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
- 正しく告知されなかった場合のお取扱い  
「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 書面によるご回答のお願い  
・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。  
・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずネット手続画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。
- 健康に関する告知が必要な方  
・「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。  
・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。
- 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ  
※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。  
現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。
- 保険期間の開始前の発病等のお取扱い  
ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日<sup>(※1)</sup>からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡りして12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき<sup>(※2)</sup>は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。  
詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。  
(※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。  
(※2) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- その他ご留意いただく点  
・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます。場合によっては、  
・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

## 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、ネット手続画面・加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群<sup>(\*)</sup>については、保険金をお支払いしません。

(\*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

・ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。  
 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。  
 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取り扱いとなります。

### <告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

ネット手続画面・加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

### 【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

ネット手続画面・加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

| ※ 健康状況告知書質問事項回答欄<br>最終頁の質問事項に正確にご回答ください。                                                    |           |                  |              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------|--------------|
| 質問①                                                                                         | 質問②       | 特定疾病対象外欄         |              |
| L53<br>はい                                                                                   | L54<br>はい | L45 疾病コード        | 三住 太郎        |
| いいえ                                                                                         | いいえ       | 562 疾病・症状名(カタカナ) | 三住 太郎        |
| ③                                                                                           | ④         | お引受けできません        |              |
| ※ 告知書ご署名欄 (注1) をご確認の上、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知欄における被保険者の年令が15才未満の場合は、親権者のうち1人の方が署名してください。 |           |                  |              |
| LW8 (告知日)                                                                                   |           | 令和 R             | 6 年 10 月 1 日 |
| (告知者ご署名)                                                                                    |           | 三住 太郎            |              |

### <告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入をご継続いただくことができません。

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。  
 ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



| 分 類         | 疾病コード | 疾病・症状名                                                                                                                                                    |
|-------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 循環器系等の疾患    | A 0   | 心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症                                  |
|             | A 1   | 脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症                                                                       |
|             | A 2   | 高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤                                                                                                                             |
|             | A 3   | リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)                                                                                                                                      |
|             | A 4   | 低血圧症                                                                                                                                                      |
| 消化器系の疾患     | B 0   | 胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重複、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群 |
|             | B 1   | 肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝<br>※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。                                          |
|             | B 2   | 胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎                                                                                                                   |
|             | B 3   | 膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞                                                                                                                                |
|             | B 4   | 痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍                                                                                                                                           |
|             | B 5   | 歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患                                                                                                                                        |
| 呼吸器系の疾患     | C 0   | 肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患                                                                                 |
|             | C 1   | 喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息                                                                               |
|             | C 2   | アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症                                                                                                                        |
| 泌尿器・生殖器系の疾患 | D 0   | 腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄                                                                         |
|             | D 1   | 前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎                                                                                                                                          |
|             | D 2   | 子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症                                                                |
|             | D 3   | 尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)                                                                                                                                      |
| 内分泌系の疾患     | E 0   | 糖尿病・高血糖症                                                                                                                                                  |
|             | E 1   | 痛風                                                                                                                                                        |
|             | E 2   | 甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)                                                                                                        |
| 血液・造血器系の疾患  | F 0   | 白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病                                                                                                                                         |

(次ページへ続く)

| 分 類         | 疾病コード | 疾病・症状名                                                                                                                                                             |
|-------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 感染・寄生虫症     | G 0   | 結核(腎結核を除きます。)                                                                                                                                                      |
|             | G 1   | 腎結核                                                                                                                                                                |
|             | G 2   | 伝染性肝炎、ウイルス性肝炎*<br>※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。                                                                                                                    |
|             | G 3   | 細菌性心内膜炎                                                                                                                                                            |
|             | G 4   | 淋病、梅毒、その他の性病                                                                                                                                                       |
| 神経・感覚器系の疾患  | H 0   | てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症                                                                                                                      |
|             | H 1   | 筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群                                                                                                                   |
|             | H 2   | 白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患                                                                                                                                             |
|             | H 3   | 中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症                                                                                                                            |
| 筋・骨格系の疾患    | J 0   | 脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)                                                    |
|             | J 1   | 膠原病*、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死<br>※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。 |
|             | J 2   | 骨関節炎、関節内障、変形性関節症                                                                                                                                                   |
| 外傷後遺症       | K 0   | 頭部外傷後遺症、脳挫傷                                                                                                                                                        |
| 皮膚の疾患       | L 0   | アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)                                                                                                                                       |
| 新生物         | M 0   | 悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)                                                                                                                                            |
| 職業病         | N 0   | 職業病                                                                                                                                                                |
| 精神障害        | P 0   | 認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害                                           |
| 妊娠・出産にかかる疾患 | Q 1   | 妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病                                                                                                                 |
|             | Q 2   | 上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの                                                                                                                                     |
| その他         | R 0   | 現在ご加入の契約の加入者証や、ネット手続画面・加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状                                                                                                                  |

## ご加入手続きについて

- 新規加入または変更を希望する組合員は、インターネットで専用ページにログインのうえ、必要事項を入力ください。
- ネット対象外の育英費用プランやインターネットでお手続きできない方は、加入申込票の太枠内にボールペンで必要事項を記入し、ご署名のうえ、3枚とも福利厚生室公災・財形・保険班（内線：2296）に提出してください。

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）

保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法

### 2. ネット手続画面・加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、ネット手続画面・加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

#### ① 皆さまがご確認ください。

- ・ネット手続画面・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

- ・ネット手続画面・加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

- ・ネット手続画面・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

\*ご加入いただく保険商品のネット手続画面・加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

#### ② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

- ◆「GLTD[団体長期障害所得補償保険]（定額型）のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるような口数でお申込みされていますか？

- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

### 3. 次のいずれかに該当する場合にはインターネット手続き、または「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職種・職業級別の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

### 4. なお、次のいずれかに該当する場合にはインターネット手続きではなく「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される方またはすでにご加入済で加入内容を変更される方で、事情によりインターネット手続きができない場合
- ・育英費用プラン付きで新規加入される場合（育英費用プランのお申込みのみ加入申込票のご提出が必要です）
- ・育英費用プランに加入済の方が育英費用プランの加入内容変更を行う場合
- ・申込締切日を過ぎて中途加入される場合
- ・死亡保険金受取人に法定相続人以外を指定している場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

## 手続きのご案内



申込締切日：2025年1月31日（金）



申込提出先：福利厚生室公災・財形・保険班（内線:2296）まで



保険期間について：

- ・この保険期間は2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までの1年間です。途中で加入された場合でも保険期間は2026年4月1日午後4時までになります。
- ・加入者が特に申し出をしないときは1年を単位として自動的に更新されます。
- ・中途での加入および変更の場合、補償開始日は申込締切日（毎月25日）の翌々月の1日からとなります。  
（例）6月26日～7月25日までにお申込をした場合、9月1日が補償期間開始日となります。
- ・脱退の場合、申込締切日（毎月25日）の翌月1日が補償期間終了日（解約日）となります。

## この保険・保険金請求について

福利厚生室公災・財形・保険班（内線:2296）にお問合わせください。

〈代理店・扱者〉

株式会社霞友サービス

東京都港区虎ノ門1-16-17

虎ノ門センタービル10F

TEL：03（3592）6292

FAX：03（3592）6293

〈引受保険会社〉（幹事）

三井住友海上火災保険株式会社

公務第一部 公務室

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL：03（3259）6626

# インターネットによる手続きのご案内

ご自宅のパソコン・お手元のスマートフォンでいつでもできます！

# 1

<https://lifepackage.jp/> にアクセス！

## ① トップページ



## ② ラインアップの確認



スマートフォンでの  
お手続きは  
こちらから！



## ③ ログイン

ページ内の下記「お申し込みはこちら」を  
押下ください。

お申し込みはこちら

\*画面は全てイメージです。一部変更となることがございます。

# 2

## 「お手続き前のご注意事項」「商品案内」をご確認いただき、お手続きスタート！

## ① トップページ



## ② ログイン



## 既にご加入済みの方

お手続きの際に必要なログインID・パスワードを、通知書にてお送りしております。お手元にご用意のうえ、お手続きください。

## 今回初めてご加入される方

ログイン画面でのログインID・パスワードのご入力不要です。「いいえ」をクリックしお手続きへお進みください。

既にご加入済みの方は、【加入内容の照会画面】にて、現在ご加入いただいている内容に基づいた「今回ご継続される内容」が表示されます。ご確認のうえ、補償内容を変更される場合は、変更のお手続きへお進みください(変更不要の場合は何もお手続きいただく必要はございません。同じ補償内容で自動継続となります)。

●ご利用可能時間 7：00～26：30 (日本時間)

●お手続き可能期間：[2024年12月1日～2025年1月31日]

※2024年12月1日より前にログインされた場合は、エラー画面が表示されますのでご注意ください。

※途中で加入される方は、「加入申込票」をご提出ください。

※育英費用プランはWEB申込の対象外です。新規申込や変更は「加入申込票」をご提出ください。

# 3

## ご加入内容をご確認いただき、お手続きを完了ください。

# <外務省共済組合 育英費用プランY 記入例>

【加入申込票 記入例】 ①から⑪まで黒ボールペンで強くご記入ください。

※消えるボールペンはご使用できません。

## ① 申込人氏名

申込人氏名をカタカナで  
ご記入いただき、その下に  
加入内容をご確認のうえ、  
申込人がご署名ください。

## ② 所属

所属名をカタカナで  
ご記入ください。

## ③ 加入申込日

記入した日をご記入ください。

## ④ 申込人情報

職員コード5ケタ・生年月  
日・性別をご記入ください。

## ⑤ 手続区分

手続区分を必ずお選びく  
ださい。

## ⑥ 被保険者氏名

補償の対象となる方(被保  
険者)の氏名(カタカナと  
漢字)をご記入ください。

## ⑦ 職業名、職種名、 職種コード、級別

加入申込票裏面の職種  
コード一覧を参考に、「職  
業名・職種名」をカタカナ  
でご記入いただき、「職種  
コード」、「職種級別」も  
ご記入ください。  
公務員の場合、「職種  
コード」は「11」(事務従  
事者)とご記入ください。

## ⑧ 団体との関係

被保険者と団体との関係  
を右下「●●●●●」の「●」で  
「●●●●●」より選んでご記  
入ください。

## ⑨ 扶養者

扶養者氏名をカタカナで  
ご記入のうえ、被保険者  
との関係を記載ください。

## 令和7年度 外務省共済組合 ライフパッケージ (団体傷害保険) 加入申込票

STEP1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。 ☐ 内は必ずご記入ください。

|                                                                                                 |                                          |                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 保険期間<br>令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 4 月 1 日まで                                                       |                                          | センター送付<br>000 AAA 020 994<br>PR06 03 X 23 354(4) |
| 住所<br>307 (カタカナ) ガイム タロウ                                                                        |                                          |                                                  |
| 申込人氏名<br>307 (カタカナ) ガイム タロウ                                                                     | フルネームでご署名ください。<br>外務 太郎                  | メッセージ<br>学生・子ども総合保険                              |
| 所属<br>018 (カタカナ) ○○キョウ□□カ                                                                       | 加入申込日<br>令和 7 年 3 月 1 日                  | 手続区分 下記のいずれかに○をしてください                            |
| 職員コード<br>017 12345                                                                              | 生年月日<br>980 大正 昭和 平成 令和<br>55 年 7 月 23 日 | 性別<br>男 女                                        |
| 職種コード<br>91                                                                                     | 職種級別<br>A                                | 団体との関係<br>L18                                    |
| <input type="radio"/> 新規に加入する<br><input type="radio"/> 内容を変更する<br><input type="radio"/> 継続加入しない |                                          |                                                  |

カタカナでご記入

STEP2 申込内容についてご確認のうえご記入ください。

|                                         |                                                              |                                                        |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 育英費用プラン タイプY (学生・子ども総合保険)               |                                                              | (注) 交通事故保険のみ補償特約または自動車保険中等のみ補償特約をセットする場合は、色知事項ではありません。 |
| 住所<br>H41カタカナで記入<br>J04 (カタカナ) ガイム イチロウ | 扶養者氏名<br>557 カタカナで記入<br>ガイム タロウ 父                            | 基本契約<br>Y                                              |
| 氏名<br>L67 (漢字) 外務 一郎                    | 学校の種類<br>① 大学(大学院、短期大学を含む)<br>② 高校(専修、特別支援学校高等部を含む)<br>③ 中学校 | プラン名<br>Y                                              |
| 生年月日<br>323 昭和 平成 令和<br>24 年 5 月 23 日   | 職種コード<br>576 ※ カタカナで記入(注)<br>91                              | 職種級別<br>573                                            |
| 職業名<br>576 ※ カタカナで記入(注)<br>ガクセイ         | 職種級別<br>573                                                  | 団体との関係<br>L18                                          |
| 職種コード<br>91                             | 職種級別<br>573                                                  | 団体との関係<br>L18                                          |

STEP3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

|                                                                                                                |                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●「※」印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。<br>事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。 | ●職種コードは裏面をご参照ください。職業名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内でご記入ください。<br>●保険期間の途中で加入された場合、加入者証に表示される年令は保険始期日時時点の年令になります。 |
| ●「●」印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。<br>事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。 | ●「●」印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。<br>事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。    |

1、2、3、4、5、6から  
該当の数字を選択

## ⑩ 学校の種類

学校の種類に○をしてく  
ださい。

## ⑪ 合計保険料

パンフレットをご確認のうえ、全被保険者分のご加入セット  
を合計して1回分の保険料をご記入ください。

知れば納得! 動画で制度を知りましょう!!



未加入者の方にご注目!

約1分程で視聴できる本団体傷害  
保険制度の動画です。  
ぜひご覧ください!!



女性職員様にご注目!

約1分程で視聴できる女性の働く  
環境を支援する保険の動画です。  
ぜひご覧ください!!

約1分の  
短い動画です。  
観てくださいね!

